いきいきふっつ障がい者プラン

第６期障害福祉計画（第２期障害児福祉計画）

【令和3年度（2021 年度）～令和5年度（2023 年度）】

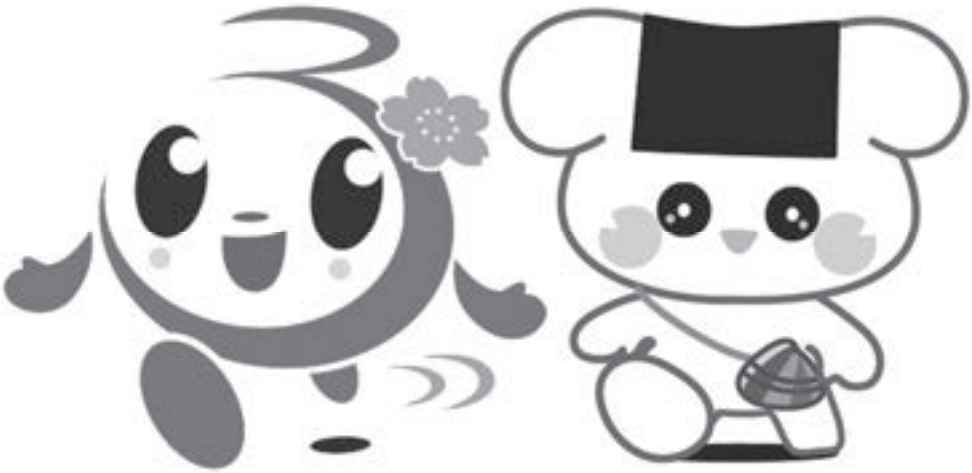

令和3年（2021 年）3月

富津市

は　じ　め　に

富津市では、平成 29 年度に策定した「いきいきふっつ障害者プラン　第3次基本計画」に掲げる『障がいがあってもなくてもその人らしく、いきいきと暮らせるまち』を基本理念に様々な障がい福祉施策に取り組んでまいりました。市民の皆様のご理解とご協力に感謝申し上げます。

近年、障がいのある方の高齢化や障がいの重度化・重複化など、障がい福祉における様々な課題が顕在化してきており、福祉ニーズの多様化が進んでいます。これらのことから、心身の状態だけではなく、ご本人の意向や周りの環境など、一人ひとりの生活全体を考え、包括的な支援の連携体制を構築し、ご本人に寄り添った切れ目のない支援を実現することが求められています。

この度、これまでの基本理念を踏襲しつつ、その実現のための具体的な施策を定めると共に、障害福祉サービス等の提供体制の確保を図ることを目的に、令和3年度から令和5年度を計画期間とする「いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」を策定いたしました。

今後も障がい福祉に関する関係機関・団体との連携を密にしながら、ご本人やそのご家族が地域で安心して暮らすことができるよう、それぞれのニーズを的確に捉えながら、計画に掲げた各施策を着実に実行し、“誰もが住んでよかったと実感できるまち”の実現を目指してまいります。

結びに、本計画を策定するにあたって貴重なご意見・ご提言をいただきました富津市障害者総合支援協議会委員の皆様や、アンケート調査にご協力いただいた市民の皆様、並びに関係機関・団体の皆様に、厚く御礼申し上げます。

令和3年3月

富津市長　高 橋 恭 市

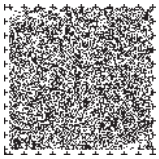

目 次

第1章　計画の策定にあたって……1
1. 計画策定の趣旨……1
2. 計画の位置づけ……2
3. 計画期間……3
4. 計画の策定の体制と方法……4
（1）富津市障害者総合支援協議会による協議……4
（2）「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」（庁内）による検討……4
（3）福祉に関するアンケート調査の実施……5
（4）関係者へのヒアリング調査の実施……6
（5）パブリックコメント……6
第2章　富津市の障がい福祉を巡る現状……7
1. 障がい者人口等の概況……7
（1）総人口の推移……7
（2）障がい者手帳所持者数の状況……8
（3）医療費受給者証所持者数の概況……12
（4）障がい児の状況……12
（5）障害支援区分認定者の状況……14
2. 福祉に関するアンケート調査結果からみた重要な課題……16
（1）将来の暮らしへの希望……16
（2）交通機関とバリアフリー……17
（3）引きこもりへの懸念……18
（4）就労ニーズへの対応……19
（5）障がい児を巡る課題……21
（6）障害福祉サービスへのニーズ……22
（7）相談支援の充実……25
（8）障がいへの理解の促進……26
（9）災害時への対応……27
（10）支援者への支援……28

3. 関係者へのヒアリング調査における意見と提案 29
(1) 地域への移行・受け入れ態勢の整備について 29
(2) 就労の促進について 29
(3) 障害児福祉サービスについて 29
(4) 相談支援の充実 30
(5) 障がいへの理解の促進 30
(6) 災害時への対応 30
(7) 本人や現場の意見の施策への反映 30
第3章　基本理念と施策体系 31
1. 基本理念 31
2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進 31
3. 施策の体系 33
第４章　施策の展開 35
1. 成果目標と活動指標 35
(1) 施設入所者の地域生活への移行 35
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 36
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 38
(4) 福祉施設から一般就労への移行等 39
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等 41
(6) 相談支援体制の充実・強化等（新規目標） 42
(7) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規目標） ... 43
(8) 発達障がい者等に対する支援 44
2. 重点施策 45
(1) 居宅サービスの体制整備 45
(2) チャレンジドオフィスの調査・研究 45
(3) 本人の視点を重視した支援の展開（自発的活動支援事業） 46
(4) 相談支援体制の強化による引きこもり対策 47
(5) 理解促進研修・啓発事業の強化 47
3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画と展開方策 49
(1) 訪問系サービス 49

（2）日中活動系サービス……52
（3）居住系サービス……56
（4）計画相談支援、地域相談支援……57
（5）障害児通所支援、障害児相談支援……59
4. 地域生活支援事業の今期計画と展開方策……63
（1）理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業……63
（2）相談支援事業……64
（3）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業……65
（4）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業……67
（5）日常生活用具給付等事業……69
（6）移動支援事業……70
（7）地域活動支援センター機能強化事業……71
（8）任意事業……73
第5章　計画の推進体制と進行管理……76
1. 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進……76
2. 庁内関係部署の連携強化……77
3. 国や県、君津地域4市との連携……77
4. 計画の達成状況の点検及び評価……78

資料編

1. 富津市障害者総合支援協議会設置要綱……79
2. 富津市障害者総合支援協議会委員名簿……82
3. いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会設置要綱……83
4. いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会委員名簿……84
5. 計画策定の経過……85
6. 用語解説……87

本計画書における表記等について

■Uni-Voice コードの表記について

本計画書では、視覚障がいのある方のために、文章などの文字情報をバーコード化し、スマートフォンを通じて音声を聞けるようにする「Uni-Voice コード」をページ下部に記載しています。

■「障害」と「障がい」について

「障害」という表記について、「害」という否定的なイメージを考慮し、原則として固有名詞や法令等を除いて「障がい」と表記します。

■計画値等の単位について

本計画書に記載している目標値やサービス計画値等の単位の意味は次のとおりです。

「人/年」…1年間当たりの実利用者数等の人数を表します。

「人/月」…1か月間当たりの実利用者数等の人数を表します。

「回/年」…1年間当たりの実施回数または開催回数を表します。

「件/年」…1年間当たりの利用件数または実施件数を表します。

「日/月」… 1か月間当たりのサービス利用延べ日数を表します。

「時間/月」…1か月間当たりのサービス利用延べ時間を表します。

第1章　計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

社会の多様化が進む中、「障がいのある人もない人も互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける社会を目指す」といったノーマライゼーションの考え方が社会に浸透するとともに、わが国における障がい福祉政策は大きく発展してきました。さらに、近年では「制度・分野ごとの『縦割り』や『支え手』、『受け手』という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会」（厚生労働省）という地域共生社会を構築するとの理念の下、障がい福祉のあり方もまた一歩進化を遂げようとしています。

本市では、平成12年（2000年）3月に「ふれあいふっつ障害者プラン」を策定し、障がいのある人が地域社会において自立して生活できるよう、すべての市民とともに支え合う社会を目指した障がい福祉施策に取り組んできました。また、平成 18 年度（2006 年度）に施行された障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）に基づき、平成 19 年（2007 年）3月にはふれあいふっつ障害者プランを発展させた「いきいきふっつ障害福祉プラン」（第1期障害福祉計画）を策定し、同法に基づく新体系サービスへの移行を促進しながら新たな制度の普及に取り組み、以降、社会の状況や法改正、障がいのある人のニーズの変化等に対応するために、定期的に計画を見直しながら、障がい福祉施策の充実に努めてきました。

「いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）」（以下、「いきいきふっつ障がい者プラン」といいます。）は、「いきいきふっつ障害者プラン第5期障害福祉計画（第1期障害児福祉計画）」（以下、「前期計画」といいます。）の計画期間の終了に伴い、その成果をさらに発展・深化させるために策定するものです。前期計画の取り組みや実績を評価・検証し、また、国の動向や地域共生社会の実現を見据え、令和5年度（2023 年度）までの取り組むべき施策や目標を定めるとともに、将来の障害福祉サービス・障害児福祉サービスの需要を的確に把握し、計画的な施策の推進とサービス提供体制の確保・整備のために、各年度の障害福祉サービス・障害児福祉サービスや相談支援及び地域生活支援事業の種類ごとの必要な見込量などを推計しています。

2. 計画の位置づけ

いきいきふっつ障がい者プランは、障害者総合支援法第 88 条第 1 項に基づく「市町村障害福祉計画」と児童福祉法第 33 条の 20 第 1 項に規定する「市町村障害児福祉計画」を一体的な計画として策定するものです。

また、「いきいきふっつ障がい者プラン第 3 次基本計画」に基づき、国の「障害者基本計画」や「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「国の基本指針」といいます。）を踏まえるとともに、本市における 2040 年までの目指すべき将来の方向を示す「富津市人口ビジョン 2040」や「第 2 期富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」をはじめ、「第Ⅱ期子ども・子育て支援事業計画」やいきいきふっつ障がい者プランと並行して策定が進められた「第七次千葉県障害者計画」及び「第8期富津市介護保険事業計画・富津市高齢者福祉計画」等、他の関連する計画と整合を図りながら策定しています。

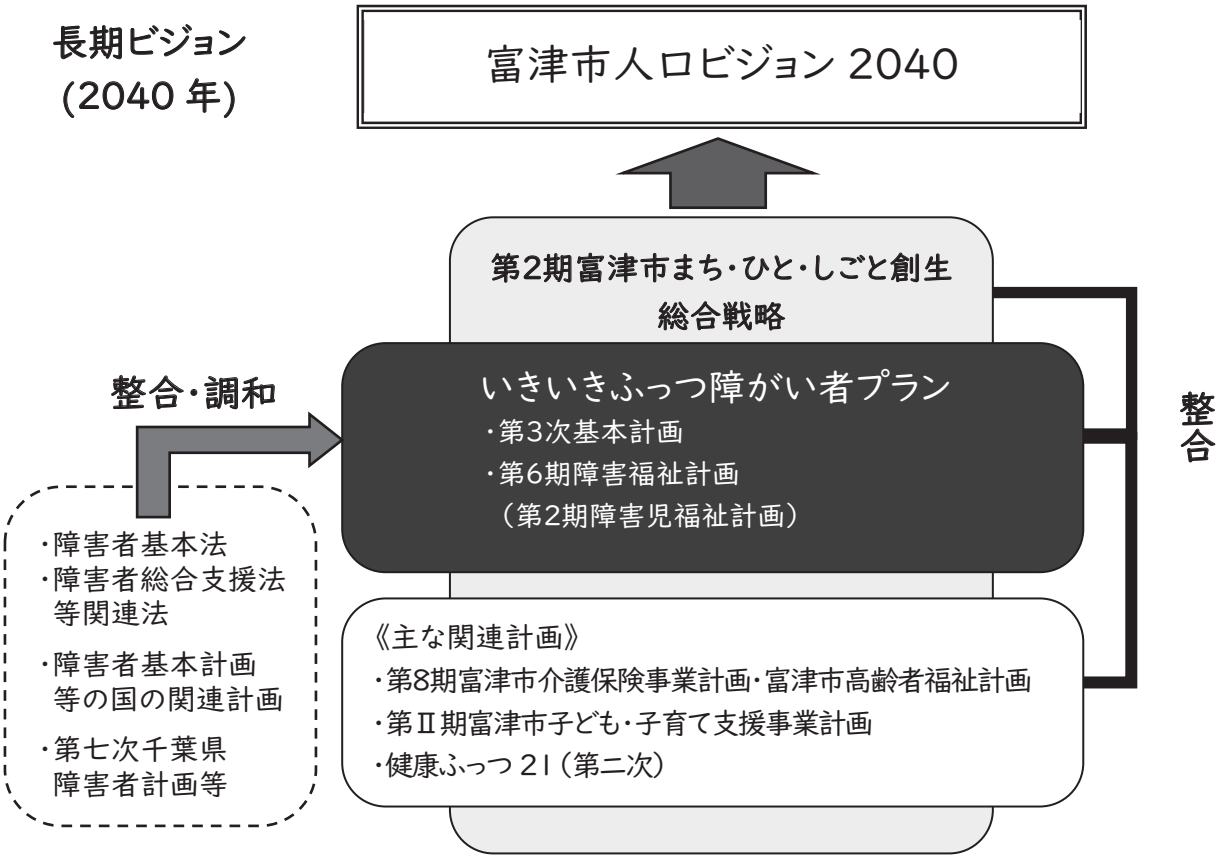

3. 計画期間

いきいきふっつ障がい者プランの計画期間は、令和 3 年度（2021 年度）から令和5年度（2023年度）までの3年間とします。計画期間中においても国の制度改正があった場合や、社会情勢の大きな変化等がみられる場合には適宜見直しを行うこととします。

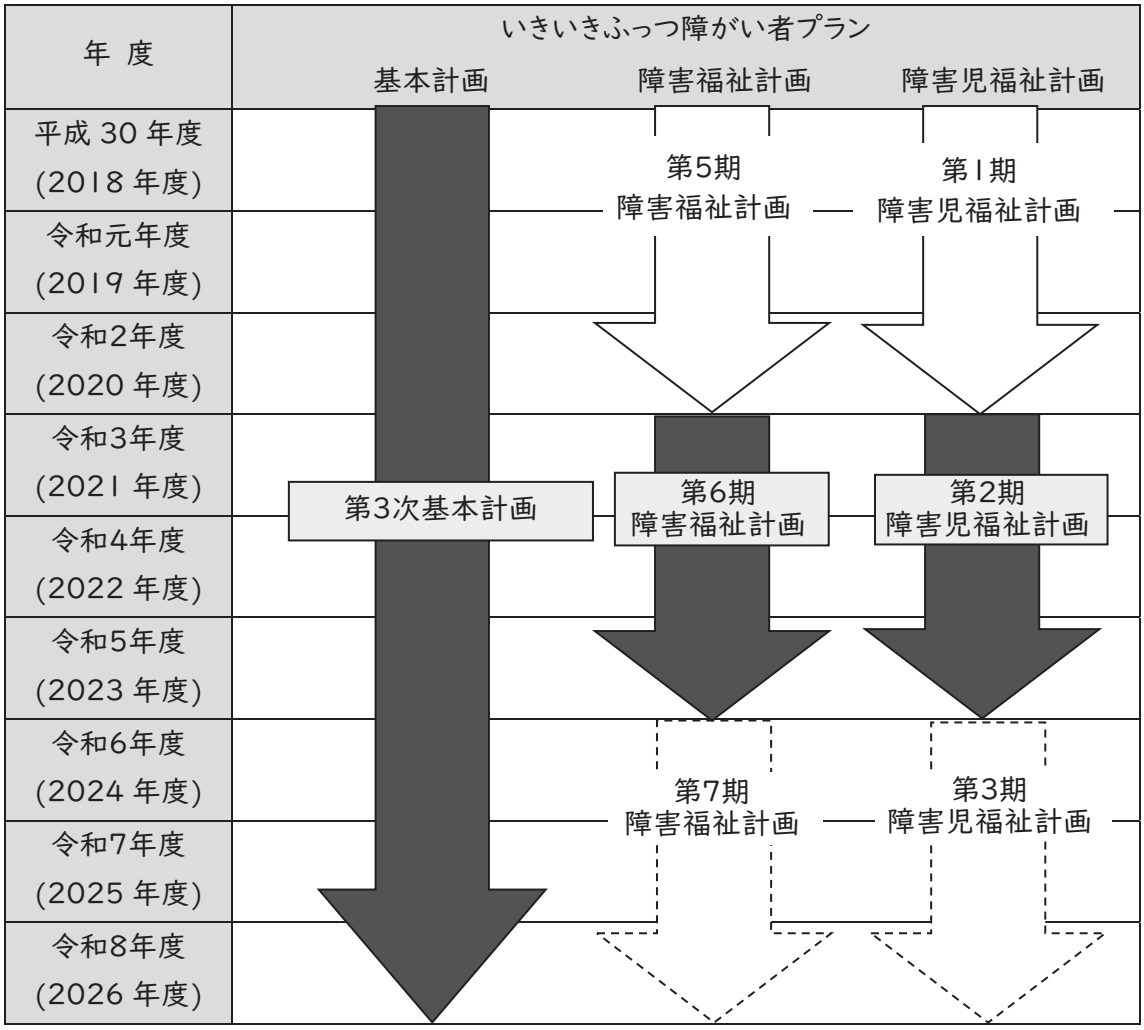

4. 計画の策定の体制と方法

いきいきふっつ障がい者プランの策定にあたっては、次のような組織体制のもとに検討を重ねるとともに、障がいのある人やその家族をはじめ、広く市民各層及び障害福祉・障害児福祉サービス事業者等、関係各方面の意見の反映に努めるため、以下のような市民・関係者参画の手法を取り入れました。

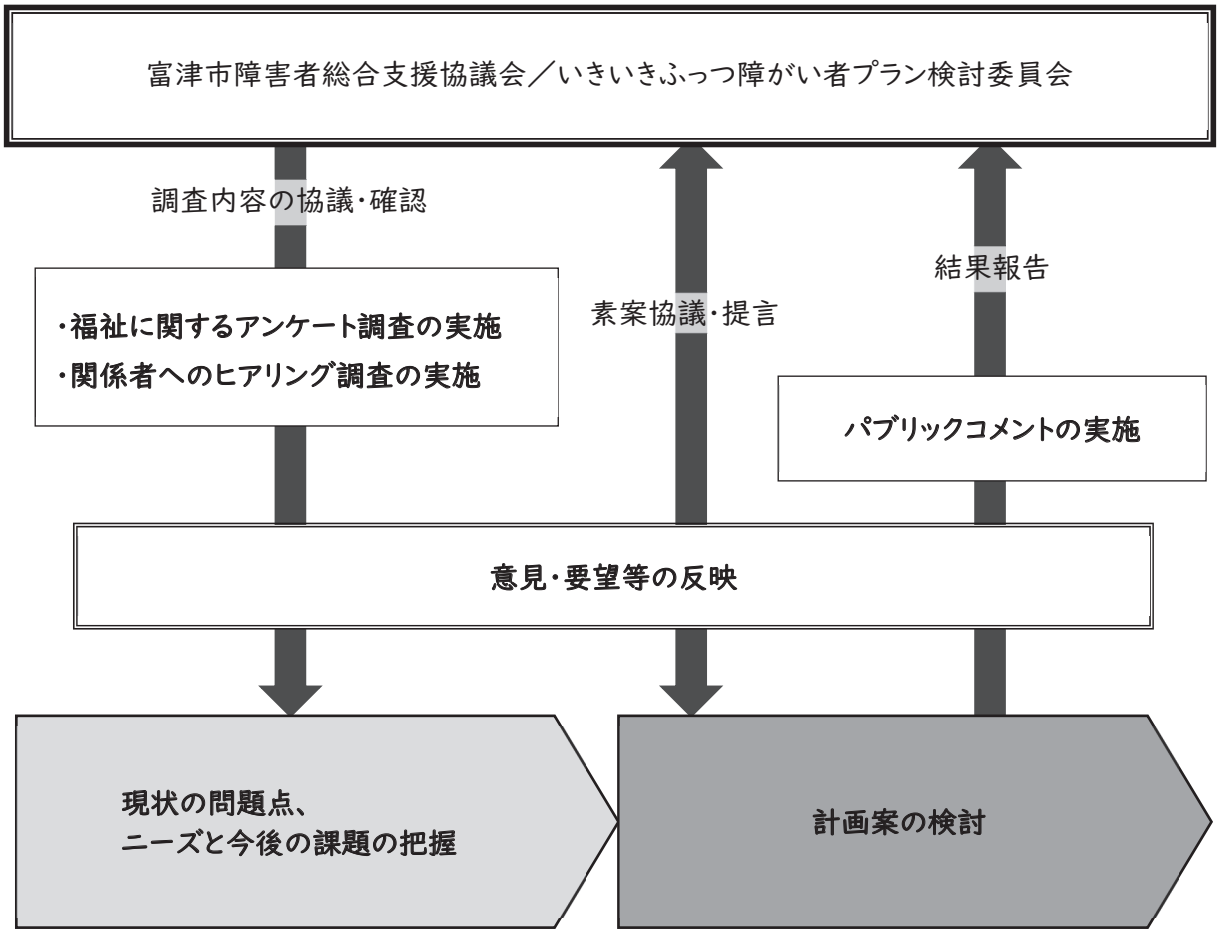

(1) 富津市障害者総合支援協議会による協議

障がい者団体関係者や保健・医療・福祉等、関連各分野の関係者、学識経験者などで構成される「富津市障害者総合支援協議会」において協議を行いました。

(2)「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」(庁内)による検討

庁内組織として、関係各部署で構成された「いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会」を設置し、施策の調整、計画案等の検討を行いました。

（3）福祉に関するアンケート調査の実施

障がい福祉施策に対する意識やサービスの利用状況・意向等を把握するため、障がいのある人を対象として「福祉に関するアンケート調査」を実施し、その結果をいきいきふっつ障がい者プランに反映させました。アンケートの概要は次のとおりです。

①調査対象

「身体障害者手帳所持者」、「療育手帳所持者」、「精神障害者保健福祉手帳及び自立支援医療費支給認定受給者証所持者（以下、「精神障害者保健福祉手帳等所持者」といいます。）」の中から、無作為に抽出した市民、合計 1,500 人を調査対象に選びました。内訳は、身体障害者手帳所持者 800 人、療育手帳所持者 300 人、精神障害者保健福祉手帳等所持者 400 人となっています。

②調査方法と調査期間

アンケート調査は、郵送による配布・回収により実施しています。調査期間は、令和2年（2020 年）8月6日から8月 23 日までの 18 日間です。

③回収結果

アンケートの回答者数は合計 837 人で、回収率は 55.8%となっています。また、内訳は以下のとおりとなっています。

【アンケート調査対象者】

種別	発送数	回収数	回収率
身体障害者手帳所持者	800 人	473 人	59.1%
療育手帳所持者	300 人	169 人	56.3%
精神障害者保健福祉手帳等所持者	400 人	195 人	48.8%
合計	1,500 人	837 人	55.8%

（4）関係者へのヒアリング調査の実施

障害福祉サービス事業者等の関係者に対して、サービスや取り組みの現状や課題、前期計画の評価、及びいきいきふっつ障がい者プランへの要望等に関してヒアリング調査を実施し、その意見や提案内容をいきいきふっつ障がい者プランに反映させました。

①調査対象

ヒアリング先は次の9件です。

【ヒアリング調査対象者】

○メディカルシェアハウス・居宅介護事業者
○生活介護・就労継続支援B型・グループホーム事業者
○就労継続支援B型施設事業者
○就労継続支援B型施設・相談支援事業者
○入所施設事業者
○児童発達支援・放課後等デイサービス事業者
○児童発達支援事業者
○一般相談支援事業者
○富津市教育部学校教育課

②調査期間

調査期間は、令和2年（2020 年）10 月8日から 10 月 26 日までの 19 日間で実施しました。

（5）パブリックコメント

計画への意見を広く市民等から募るため、令和3年（2021 年）1月 5 日から1月 31 日までパブリックコメントを実施しました。この間、市民等からの意見はありませんでした。

第2章　富津市の障がい福祉を巡る現状

1.障がい者人口等の概況

(1)総人口の推移

富津市の総人口は、昭和 60 年(1985 年)の 56,777 人(国勢調査)をピークに減少に転じています。最近では、対前年比1%台前半の比率で減少してきましたが、令和2年(2020 年)は前年比1.6%減の 43,799 人と、減少比率がやや高まっています。これを年齢階層別にみると、15 歳未満の年少人口と 15～64 歳の生産年齢人口は減少を続けているのに対し、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しており、令和 2 年(2020 年)には 16,478 人、高齢者比率は 37.6%に達しています。

【富津市人口推移】

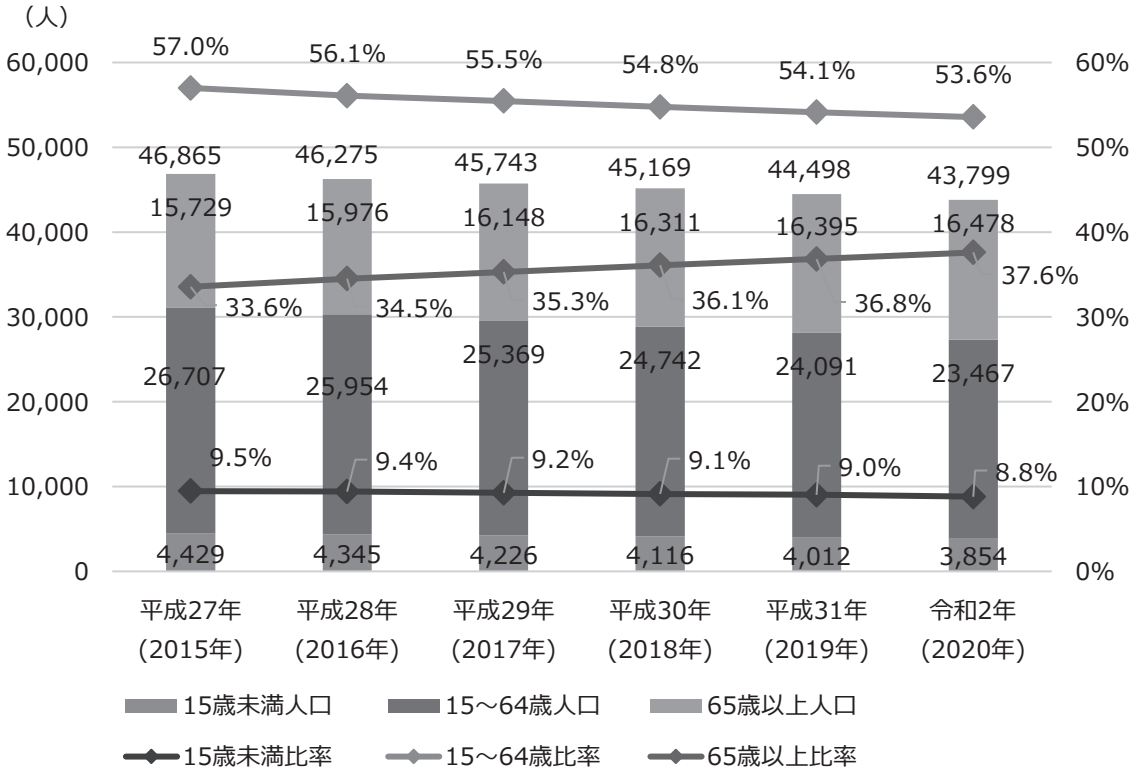

(注) 各年とも4月1日現在の値。　(出典) 富津市住民基本台帳。

(2) 障がい者手帳所持者数の状況

障がい者手帳を持つ人の全体数は、令和2年（2020 年）は前年より 1.8%増加し 2,448 人となっていますが、この5年間でみると 1.3%減少しています。療育手帳、並びに精神障害者保健福祉手帳の所持者は増加傾向にありますが、身体障害者手帳の所持者数が減少傾向にあるため、これを反映した形になっています。しかし、総人口に占める障がい者手帳の所持者の割合は、総人口の減少割合より障がい者手帳所持者の減少割合が低いことから、増加を基調として推移し、令和2年（2020 年）には 5.6%となっています。

また、これを年齢階層別にみると、療育手帳所持者、精神障害者保健福祉手帳所持者は、65 歳未満の割合が 80%以上となっているのに対し、身体障害者手帳所持者は、65 歳以上の割合が 75.2%と、高齢化が際立って進んでいることを示しています。

【障がい者手帳所持者の推移】

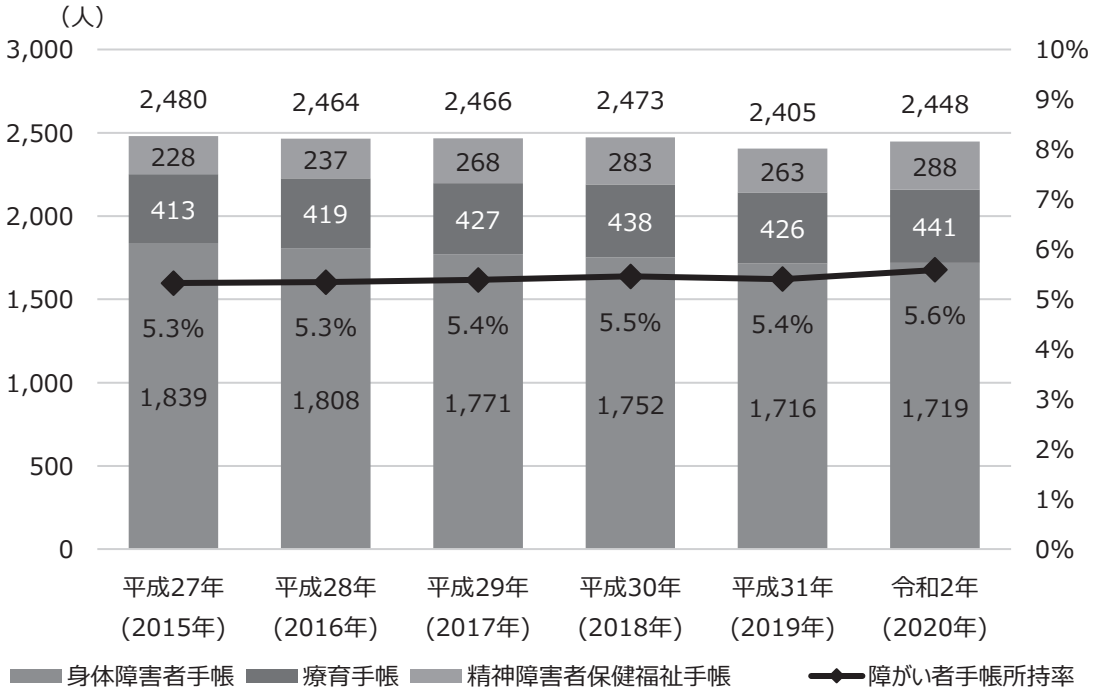

（注）各年とも４月１日現在の値。　（出典）富津市

【年齢階層別障がい者手帳所持者の状況（令和２年：2020 年)】

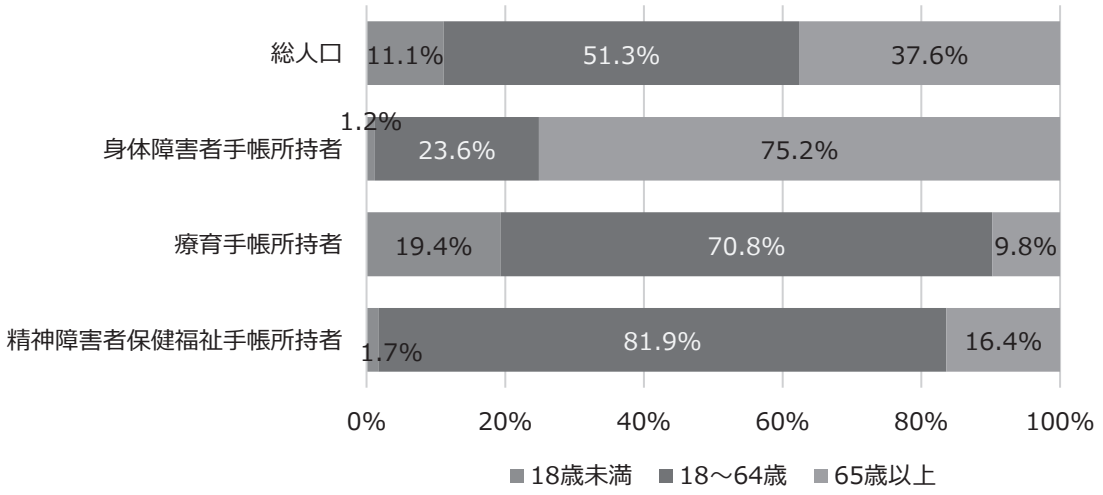

（出典）富津市

①身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者の内訳は、等級別では1級が 32%で最も多く、続いて４級の 28%、3級の15%等となっています。また、種類別では、肢体不自由が 51%で半数を超えており、続いて、内部障がいの 33%、聴覚平衡機能障がいの 9%、視覚障がいの6%、音声・言語・咀嚼機能障がいの1%の順になっています。

【等級別身体障害者手帳所持者と種類別身体障害者手帳所持者（令和２年： 2020 年)】

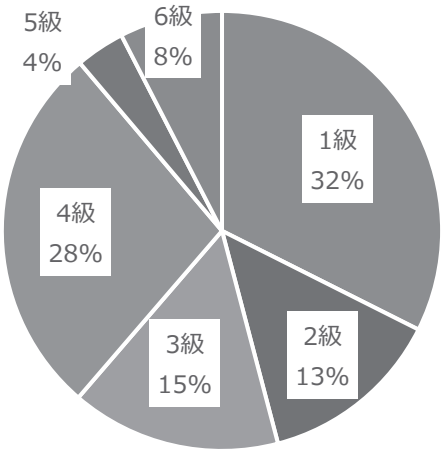

（出典）富津市

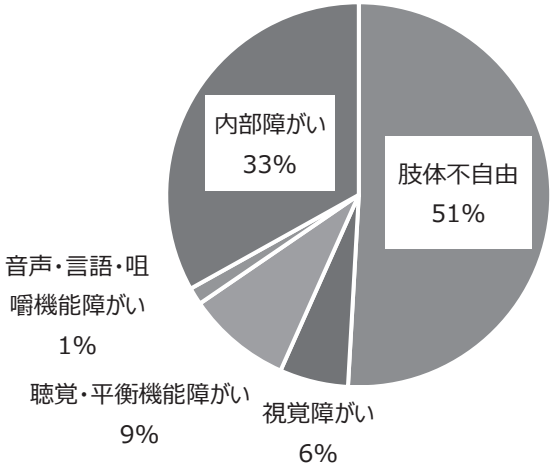

（出典）富津市

これを年齢階層別にみると、等級別では 4 級と 6 級の、種類別では聴覚・平衡機能障がいの 80%以上が 65 歳以上の高齢者となっています。

【等級別、種類別の身体障害者手帳所持者の年齢分布（令和 2 年：2020 年）】

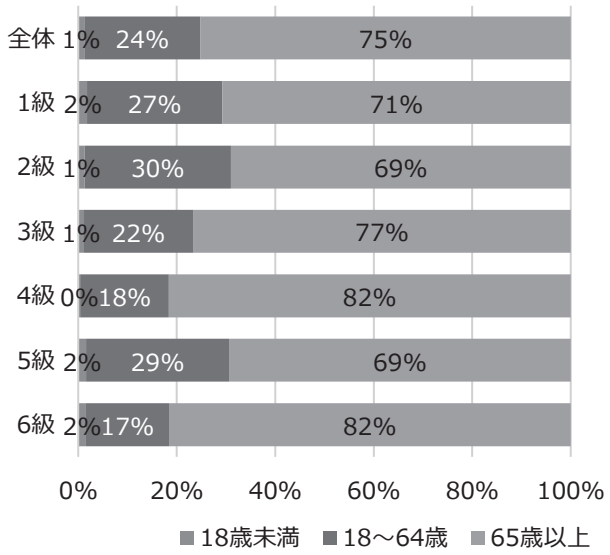

（出典）富津市

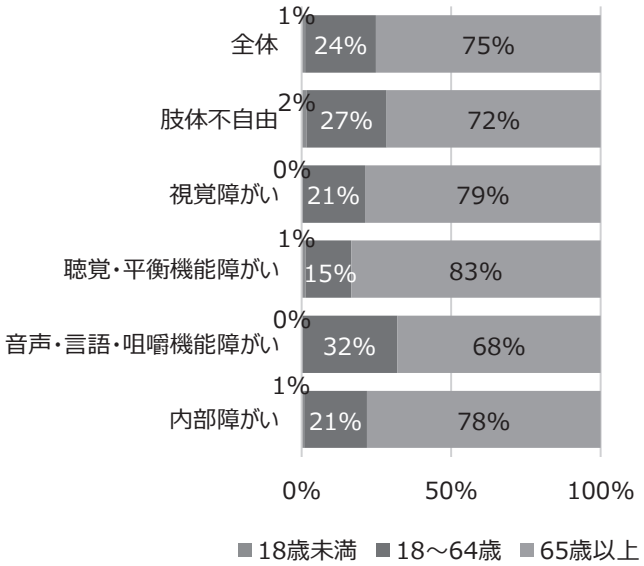

（出典）富津市

②療育手帳所持者

療育手帳所持者の内訳は、軽度の人が 34%、中度の人が 29%、重度の人が 20%、最重度の人が 17%となっています。これを年齢階層別にみると、18 歳未満では軽度の人が 60%となっていますが、年齢が高くなるほど中度・重度の人が増えています。

【療育手帳所持者内訳（令和 2 年：2020 年）】

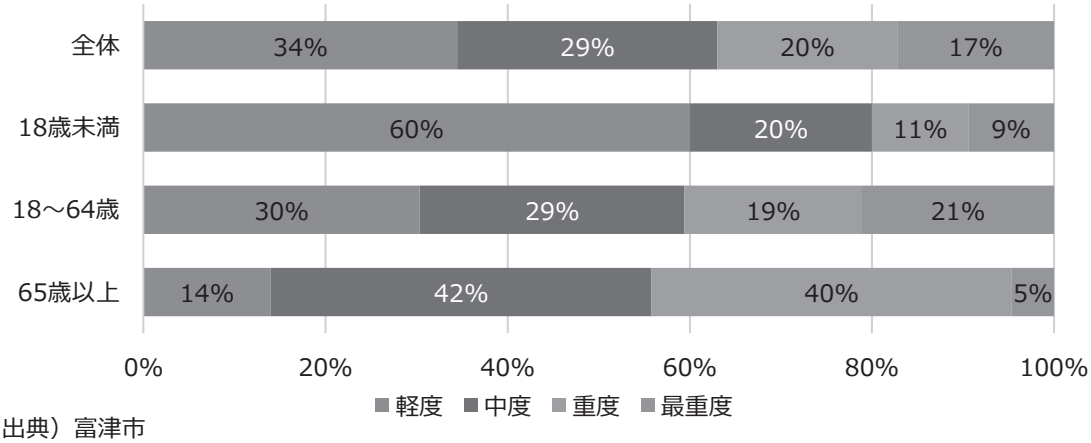

（出典）富津市

③精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者の内訳は、1級 12%、2 級 64%、3級 24%となっています。これを年齢階層別にみると、18 歳未満では1級の人は0%ですが、年齢が高くなるほど1級の人が増えています。

【精神障害者保健福祉手帳所持者内訳（令和 2 年：2020 年）】

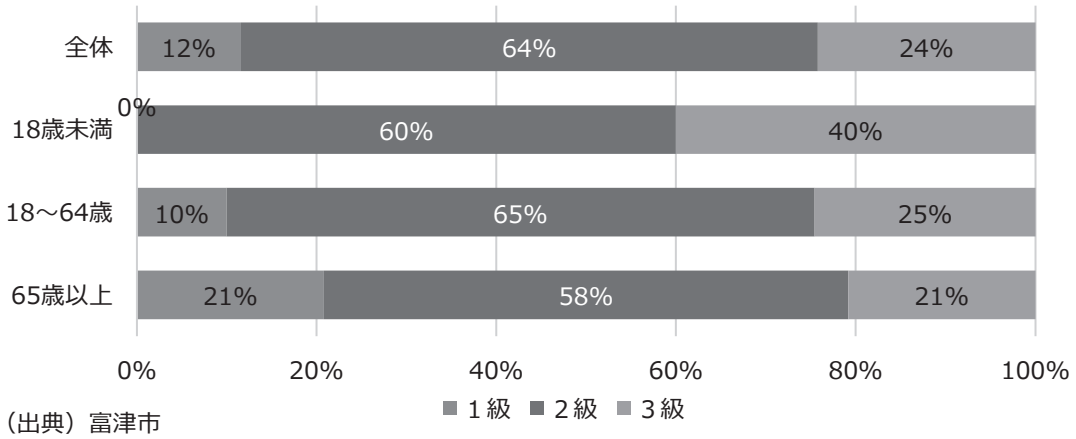

（出典）富津市

(3) 医療費受給者証所持者数の概況

指定難病医療費助成制度受給者数は、平成 30 年度（2018 年度）までは減少を続けてきましたが、令和元年度（2019 年度）には、前年度より 3.9%増加し、348 人となっています。また、自立支援医療（精神通院）受給者数は、精神障害者保健福祉手帳所持者を上回る 650 人以上の水準で推移しています。

【指定難病医療費助成制度受給者数推移 】 （単位：人）

項目	平成 27 年度（2015 年度）	平成 28 年度（2016 年度）	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）
受給者数	390	397	348	335	348

（出典）君津健康福祉センター事業年報各年度版

【自立支援医療（精神通院）受給者数推移】 （単位：人）

項目	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
受給者数	658	675	653

（出典）富津市

(4) 障がい児の状況

君津特別支援学校に在籍している富津市の児童・生徒数は、全体的には増加を基調として推移しています。内訳をみると、小学部に通う児童が毎年増えており、これが全体をけん引する形となっています。また、このほかの特別支援学校として、千葉県聾学校中学部に1名の生徒が在籍しています。

【君津特別支援学校在籍者数推移】 （単位：人）

区分	平成 29 年度（2017 年度）	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）
小学部	13	14	16	19
中学部	4	7	7	7
高等部	21	24	21	21
合計	38	45	44	47

（出典）富津市

一方、令和2年度（2020 年度）の富津市立小中学校に在籍している障がい者手帳を持つ児童・生徒数は、小学校 16 人、中学校 12 人の合計で 28 人となっています。これは、富津市立小中学校に在籍する全児童・生徒の 1.1%に相当しています。内訳をみると、小学校は 1.0%、中学校は 1.4%となっています。また、手帳別では、療育手帳所持者が手帳所持者全体の 85.7%を占めています。

【富津市立小中学校に在籍している障がい者手帳所持者数(令和 2 年度：2020 年度）】(単位：人)

種別	小学校	中学校	合計
身体障害者手帳所持者	3	1	4
療育手帳所持者	13	11	24
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0
合計	16	12	28
全児童・生徒数	1,655	875	2,530

（出典）富津市

また、未就学児について、障がい者手帳を所持している児童は合計 12 人となっています。内訳は、身体障害者手帳所持者が5人、療育手帳所持者が 7 人です。これを通所（園）別でみると、保育所（園）は3人で、全員が療育手帳所持者となっています。また、幼稚園は０人で、児童発達支援は５人、そのうち身体障害者手帳所持者が 1 人、療育手帳所持者が 4 人となっており、このうち、1 人の児童が重複して所持しています。

【障がい者手帳を所持している未就学児数（令和 2 年度：2020 年度)】　　（単位：人）

種別	児童数	保育所（園）	幼稚園	児童発達支援
身体障害者手帳所持者	5(6)	0	0	1(2)
療育手帳所持者	7	3	0	4
精神障害者保健福祉手帳所持者	0	0	0	0
合計	12(13)	3	0	5(6)

（出典）富津市

(5) 障害支援区分認定者の状況

障害支援区分認定者数は、この3年間で年平均2%の割合で増加を続けており、令和 2 年（2020年）は前年よりも6人増の 343 人となっています。内訳は、知的障がいが全体の 52%を占めており、その割合は近年ほぼ一定で推移しています。また、身体障がい、精神障がいの比率もそれぞれ 31%、17%で、こちらもほぼ一定で推移しています。

【障害支援区分認定者の推移】

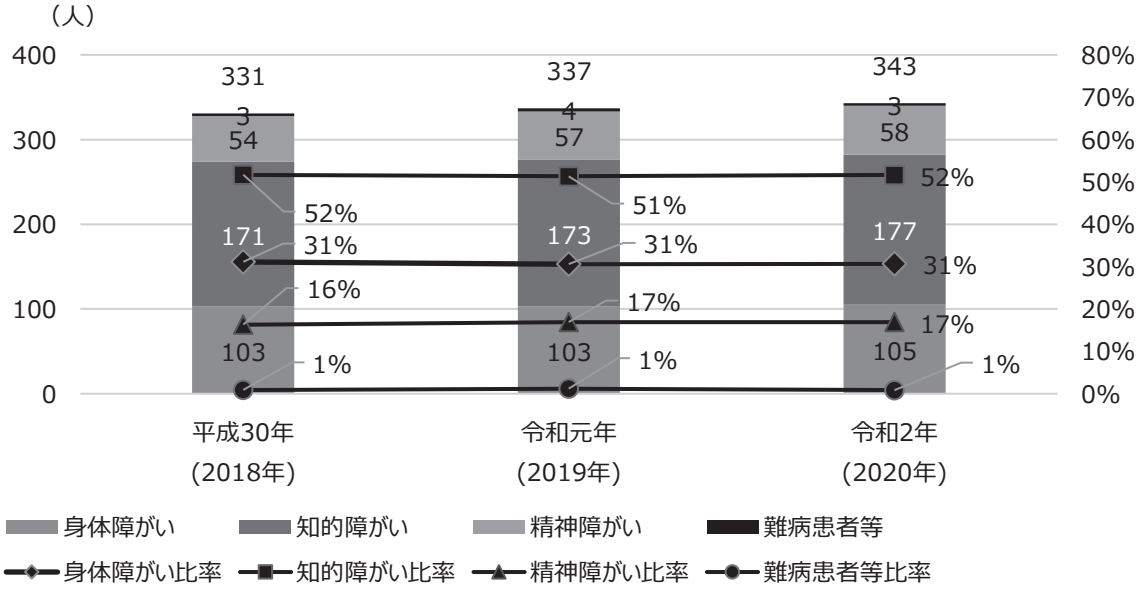

（注）各年とも6月30日現在。　（出典）富津市

一方、これを障がい者手帳所持者数と比べると、令和2年（2020 年）の障がい者手帳所持者に占める障害支援区分認定者数の割合は全体で 14%となっています。また、認定者の割合は近年微増傾向となっており、障害支援区分の認定を必要とする障害福祉サービスへの需要も比例して増えていることを示唆しています。内訳をみると、手帳種別ごとの障害支援区分認定者の割合が最も多いのは知的障がいですが、それでも 40%と、半数には達していません。また、精神障がいは 20%、身体障がいは 6%となっており、特に身体障がいの認定取得率の低さが際立つ形となっています。

【障がい者手帳所持者に占める障害支援区分認定者数の状況】

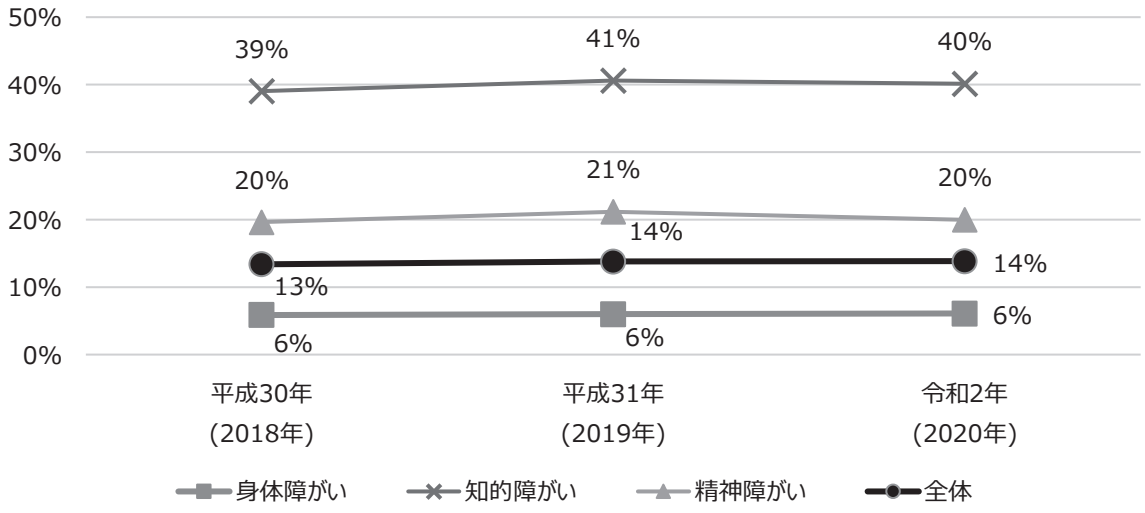

（注）全体は、難病患者等を含む全障害支援区分認定者数を障がい者手帳所持者全体で除した値。
（資料）富津市資料を基に作成。

2. 福祉に関するアンケート調査結果からみた重要な課題

本計画の策定にあたり実施した福祉に関するアンケート調査を集計・分析して取りまとめた「福祉に関するアンケート調査結果報告書」では、顕在化した特に重要な課題として、以下の 10 項目を分類し整理しています。

(1) 将来の暮らしへの希望

将来の暮らしについて、施設で暮らしている人のうち、4.7%の人が家族と一緒に生活することを望んでいるなど、地域への移行ニーズは「ある」と考えられます。また、グループホームで暮らしている人でも 10.4%が一般の住宅で一人暮らしをすることを希望しており、自立した生活を目指している人が一定程度いることも明らかになりました。

【現在の暮らし別にみた今後 3 年以内の暮らしの希望】

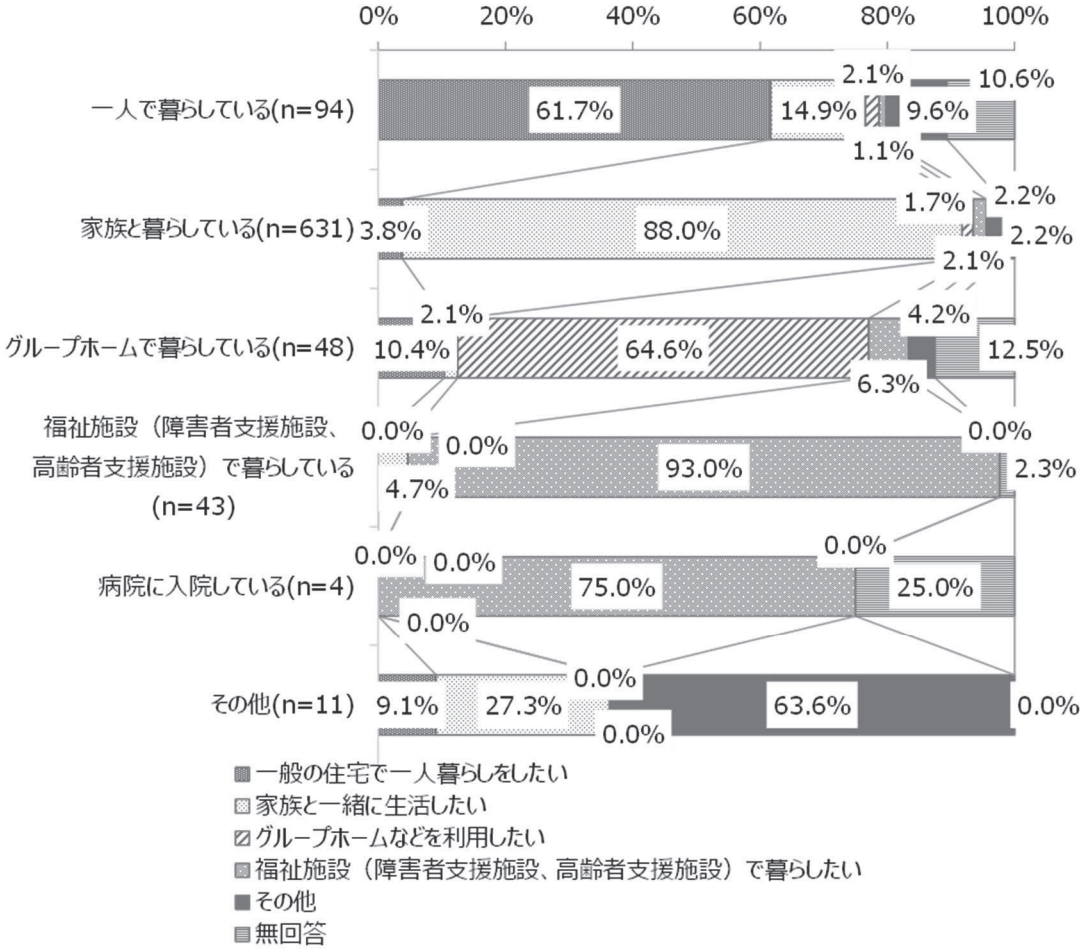

地域への移行を推進することや自立した生活に向けた支援を行うためには、様々な施策やサービスを連携させて取り組むことが必要です。障がいのある人が地域で生活を営むことができる地域共生社会の構築が国の障がい福祉政策の根幹であることから、関連施策のより一層の充実が求められます。

(2) 交通機関とバリアフリー

外出する人が増え、社会との繋がりが多くなってきていますが、その一方で、公共交通機関が少ないことが富津市における住みにくい理由の第1位になるなど、交通機関に係る課題は極めて重要、かつ、深刻になっています。現在、市では、住民による有償ボランティアサービス等によるサービス提供も含め、交通手段の確保を最重要課題の一つとして取り組んでいますが、できるだけ早期に解決を図ることが必要です。また、道路や駅に階段や段差が多いとの声も多く、引き続き、一層住みよいまちづくりへの取り組みが求められます。

【外出の頻度】

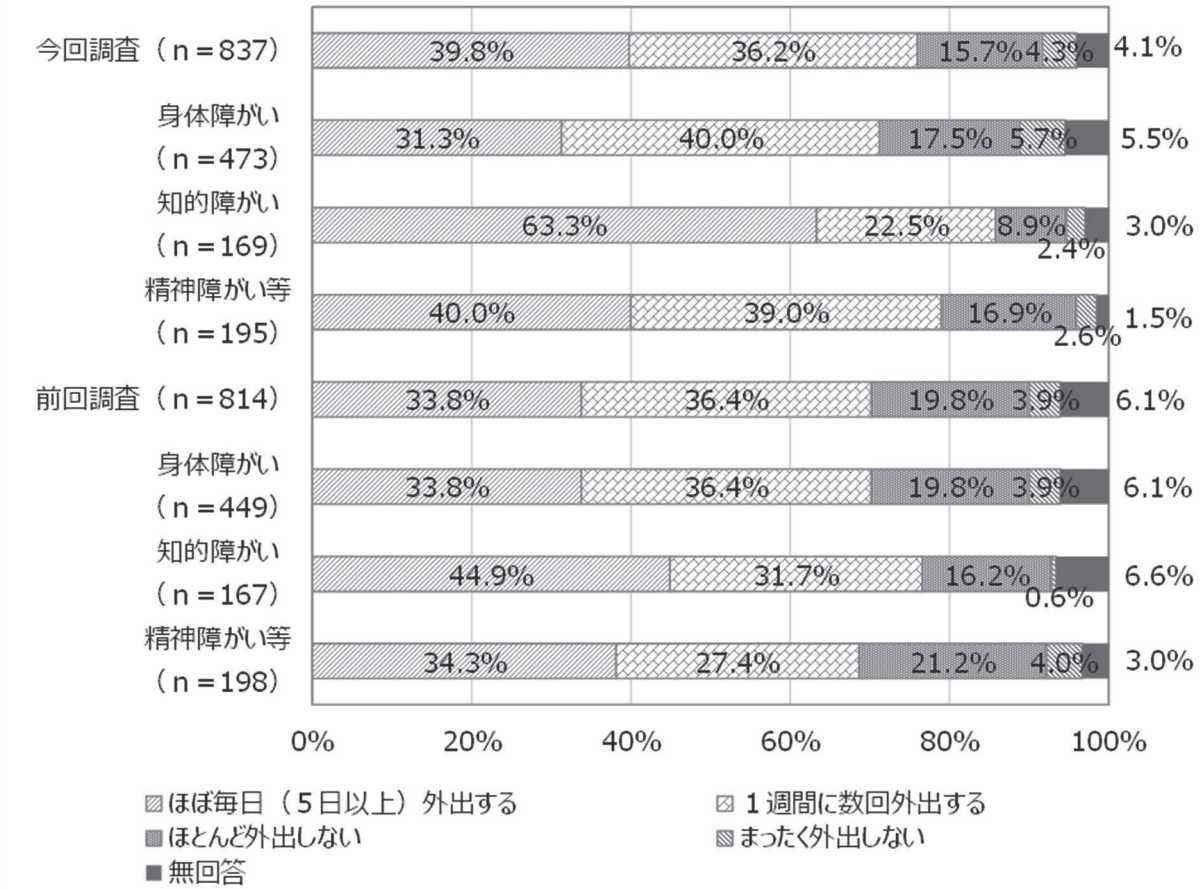

（注）前回調査： 「『いきいきふっつ障害者プラン』策定のための実態調査」平成 29 年（2017 年）9 月（報告書は平成 30 年（2018 年）3 月発行）

【富津市が住みにくい理由】

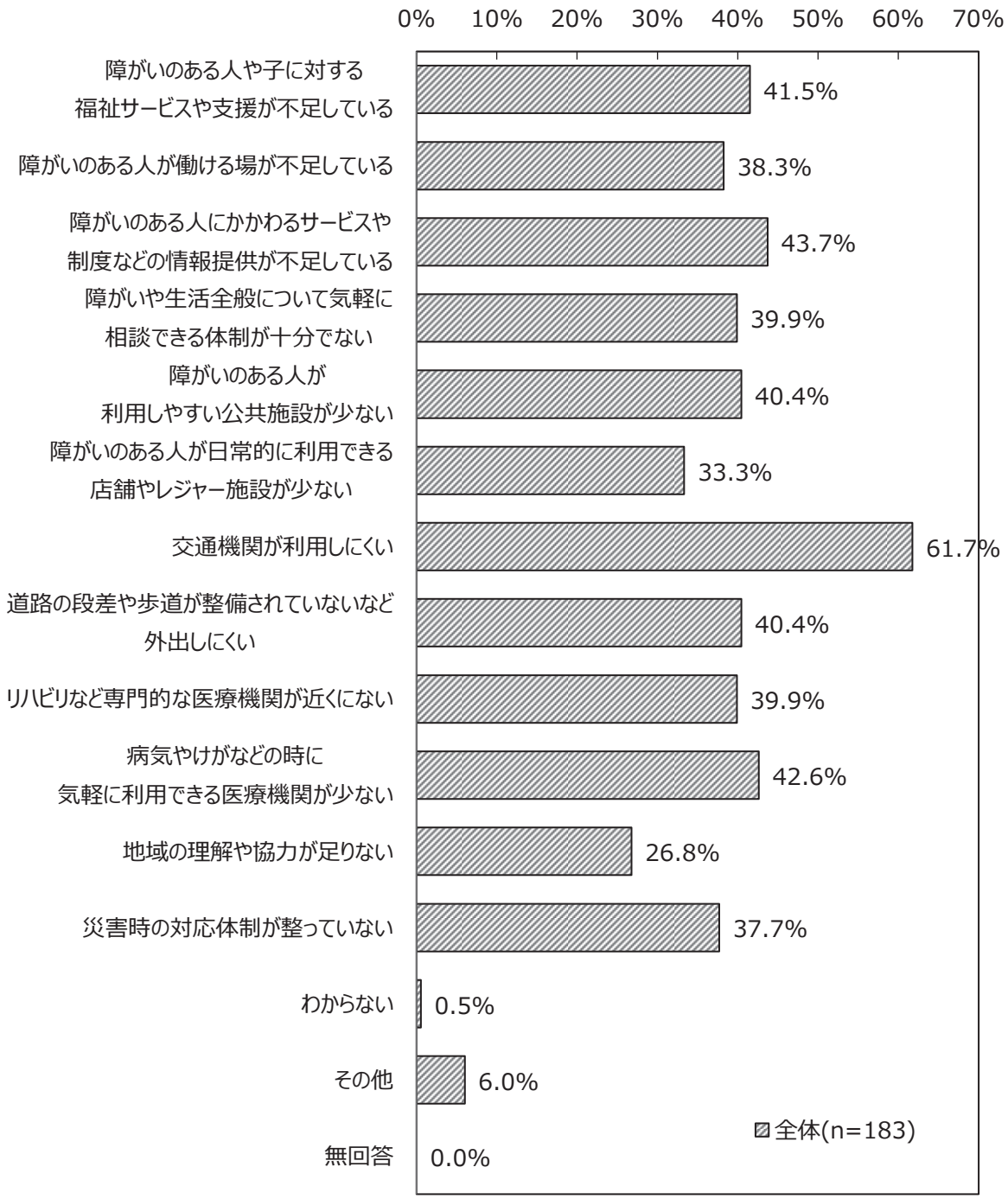

(3) 引きこもりへの懸念

引きこもりが社会問題としてクローズアップされている中、本市においても外出をせずに周りとコミュニケーションもとっていないとする人が全体の 3.1%となっているなど、引きこもりの心配のある人が少なからずいることが明らかになりました。実際、自由回答の中には引きこもり状態となっていることがう

かがわれる回答もありました。これらの人にはアウトリーチ的な取り組みにより本人の状況を把握し、本人に寄り添う形で社会に本人の居場所を作っていくことが必要であると考えられます。

【外出をほとんどしない、又はまったくしない人の周囲とのコミュニケーションの状況】

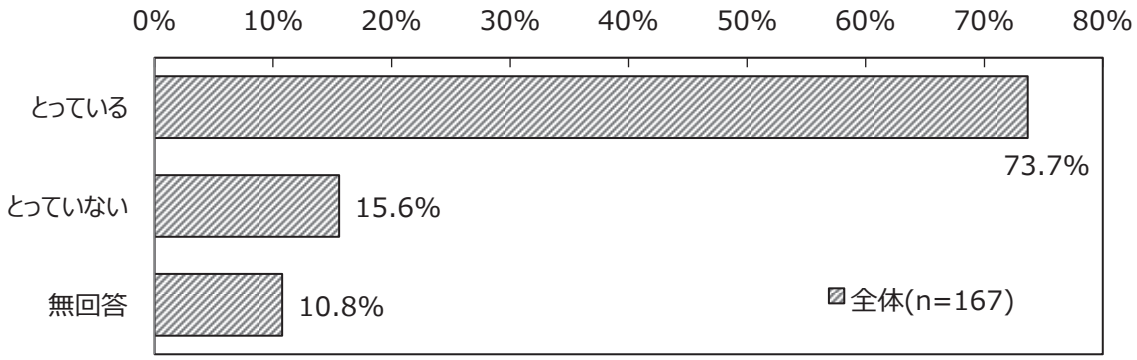

（4）就労ニーズへの対応

「仕事をしたい」人の割合は前回調査に比べて 3 倍近くになるなど、就労へのニーズは着実に増加しています。今後は、希望する職種等の詳細な把握や就労のための合同説明会の開催等、具体的な取り組みを進めていく必要があります。また、富津市の産業特性を活かし、農福連携事業、又は農林漁業の第 6 次産業化の取り組みにおける障がい者雇用の創出等の検討も求められます。

【就労への希望】

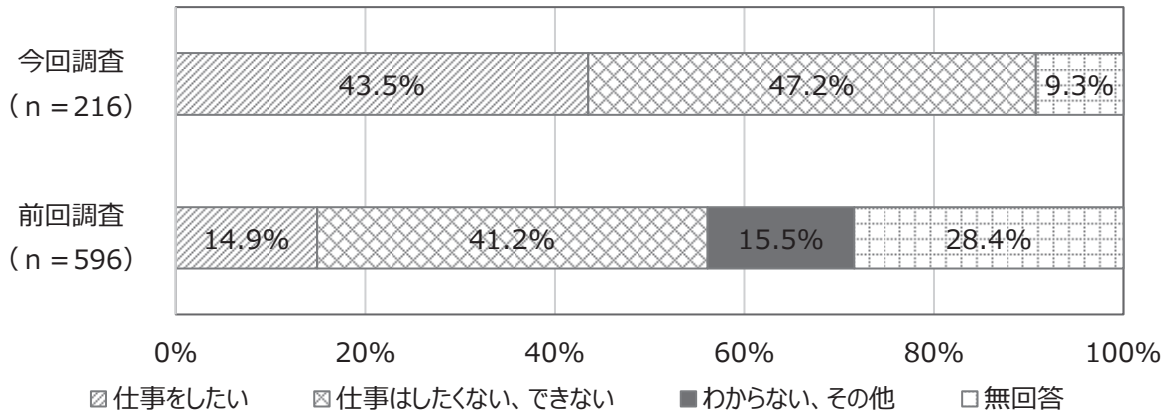

（注）今回調査では「わからない」、「その他」の選択肢は無し。
また、前回調査の「仕事はしたくない、できない」は、「以前は仕事をしていたが、今後はしないと思う」、「これまで就労経験はなく、今後もしないと思う」、「仕事をしたくない、できない」の合計。

支援策としては、就労先での職場及び上司や同僚の障がいのある人への理解を求める声が最も多く、また、勤務時間や日数が体調に合わせて変更できること等、障がいへの配慮も求められます。事業者には少子超高齢社会が進む中、労働力の確保を図るという点からも、一定の配慮があれば十分に働けるということを理解してもらうよう、啓発していくことが必要です。

なお、通勤手段の確保も重要な課題となっていますが、これは、（2）交通機関とバリアフリーで整理した内容と深く関連していると考えられます。

【就労に関する支援策への要望（複数回答）】

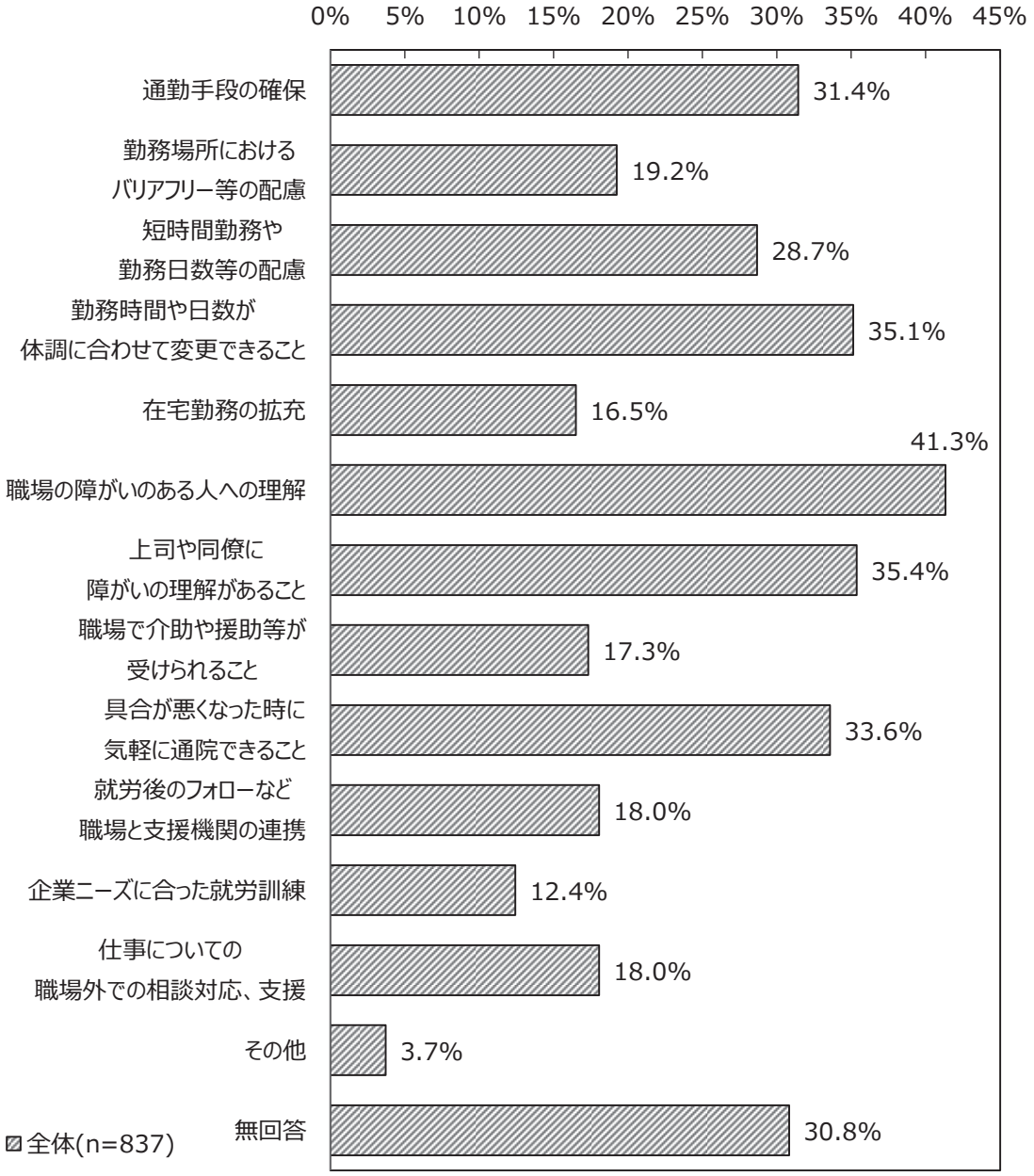

(5) 障がい児を巡る課題

障がい児を巡る課題として大きく指摘されたのは進路と放課後等デイサービスに係る課題等についてです。

【障がいのある児童への支援策の要望（複数回答）】

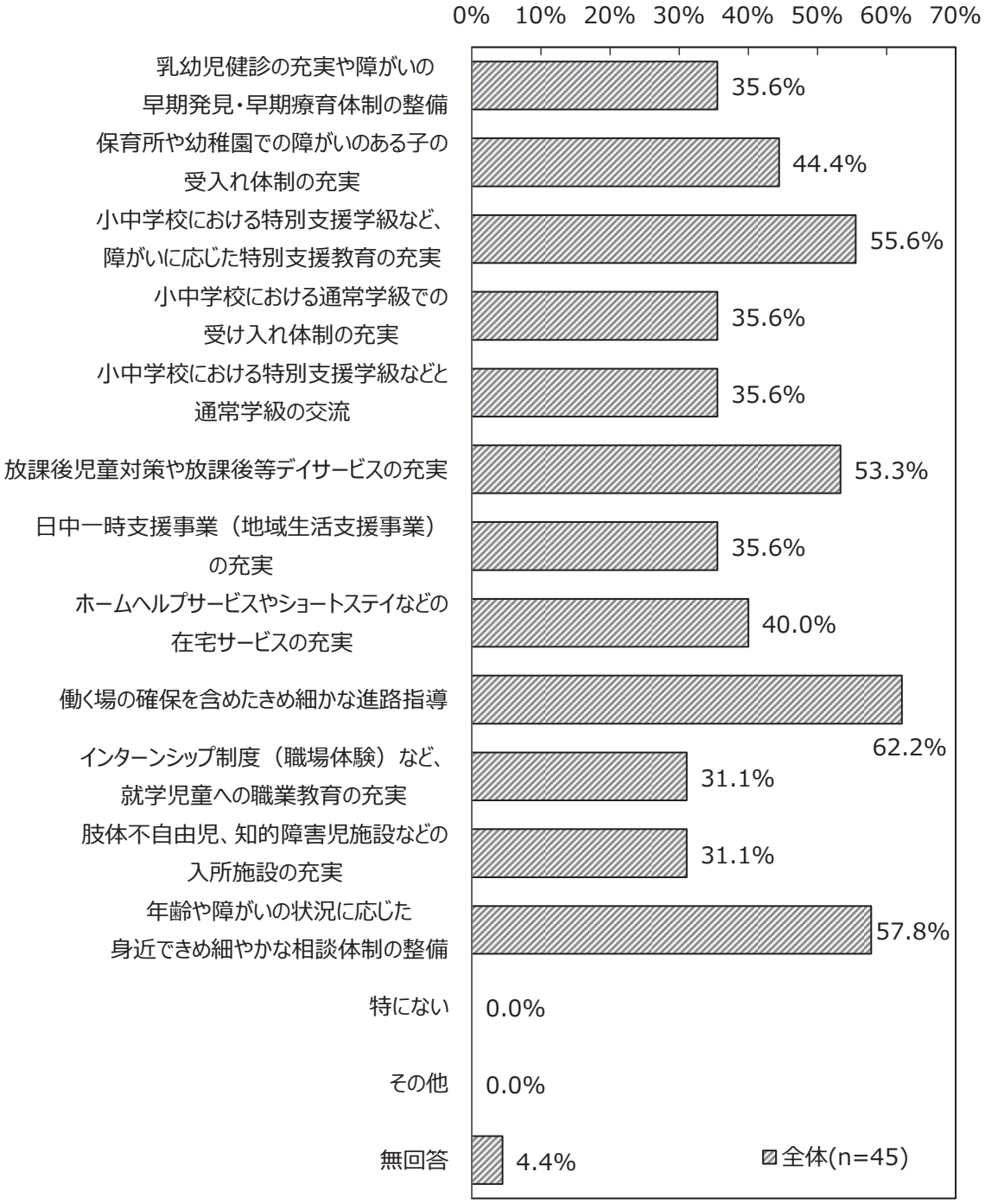

進路については、障がいがあっても地域で自立して生活していくための課題と表裏一体をなすものといえます。就業へのニーズも踏まえ、地域で生活していくことを示すためのライフステージ毎のモデルプランを構築する必要があると考えられます。また、進路に関する不安があることは、進路相談において満足できる結果が得られていないという課題があることもうかがえます。そのため、市や事業者、学校との連携体制の構築や情報共有の強化を推進していくことが求められます。

放課後等デイサービスは、障害児福祉サービスの中で利用率が高く、また、支援策としても同サービスの充実への要望が高いことから、今後もさらに需要の拡大が見込まれます。「事業所の数が少ない、場所が遠いなど利用しづらい」、「利用者負担が大きい」、「利用できる回数や日数が少ない」等の声を踏まえ、整備を進めることが重要です。

(6) 障害福祉サービスへのニーズ

障害福祉サービスについては、訪問系、日中活動系、居住系の各サービス共に、現在利用している人では今後サービスを減らすとした人はごくわずかであり、大半の人が現在と同様に利用したいと答えています。加えて、訪問系と日中活動系サービスでは今後の利用を増やしたいとする人が 10%以上おり、現在利用していない人についても概ね10%以上の人が今後は利用したいと希望していることから、全般的に障害福祉サービスへの需要は高まっていくものと考えられます。

また、需要の高まりに合わせ、新たなサービスメニューの検討を進めることも求められます。

【障害福祉サービスを利用している人の今後の利用意向】

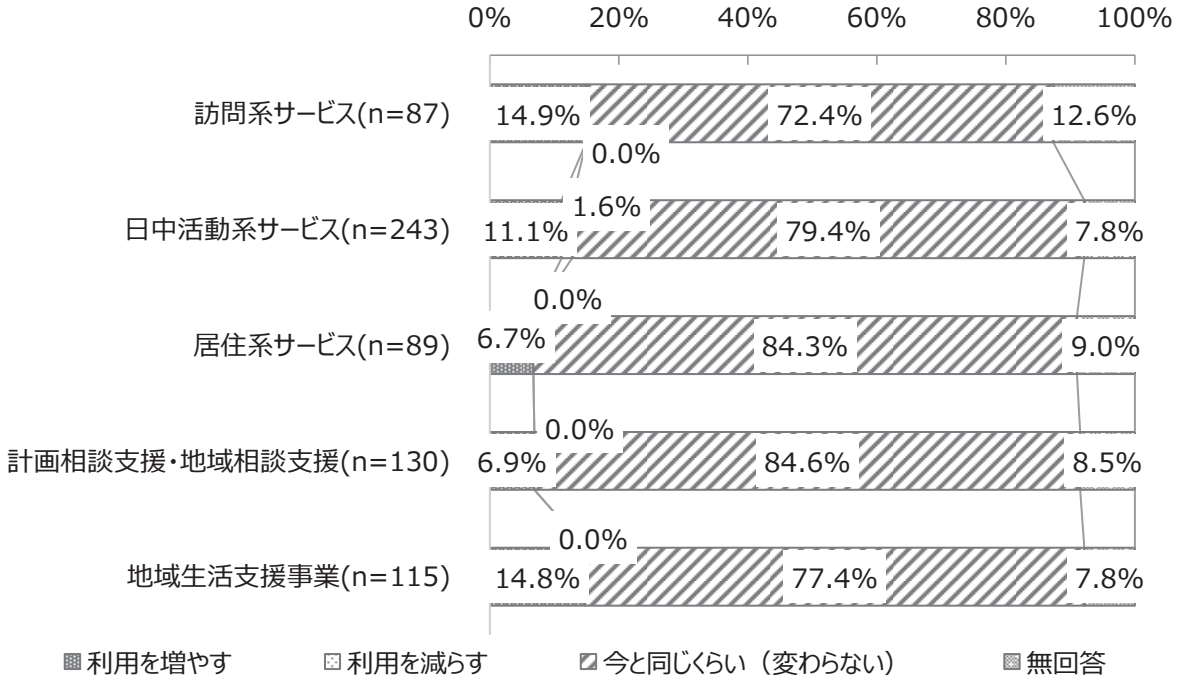

【現在サービスを利用していない人の今後の利用希望】

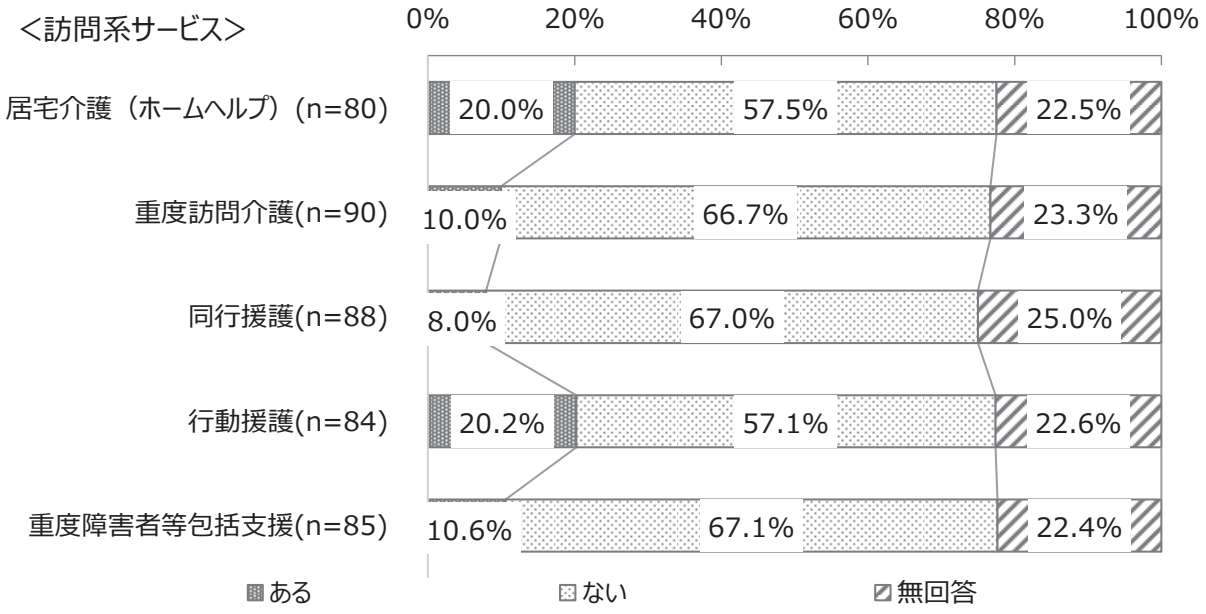

＜日中活動系サービス＞

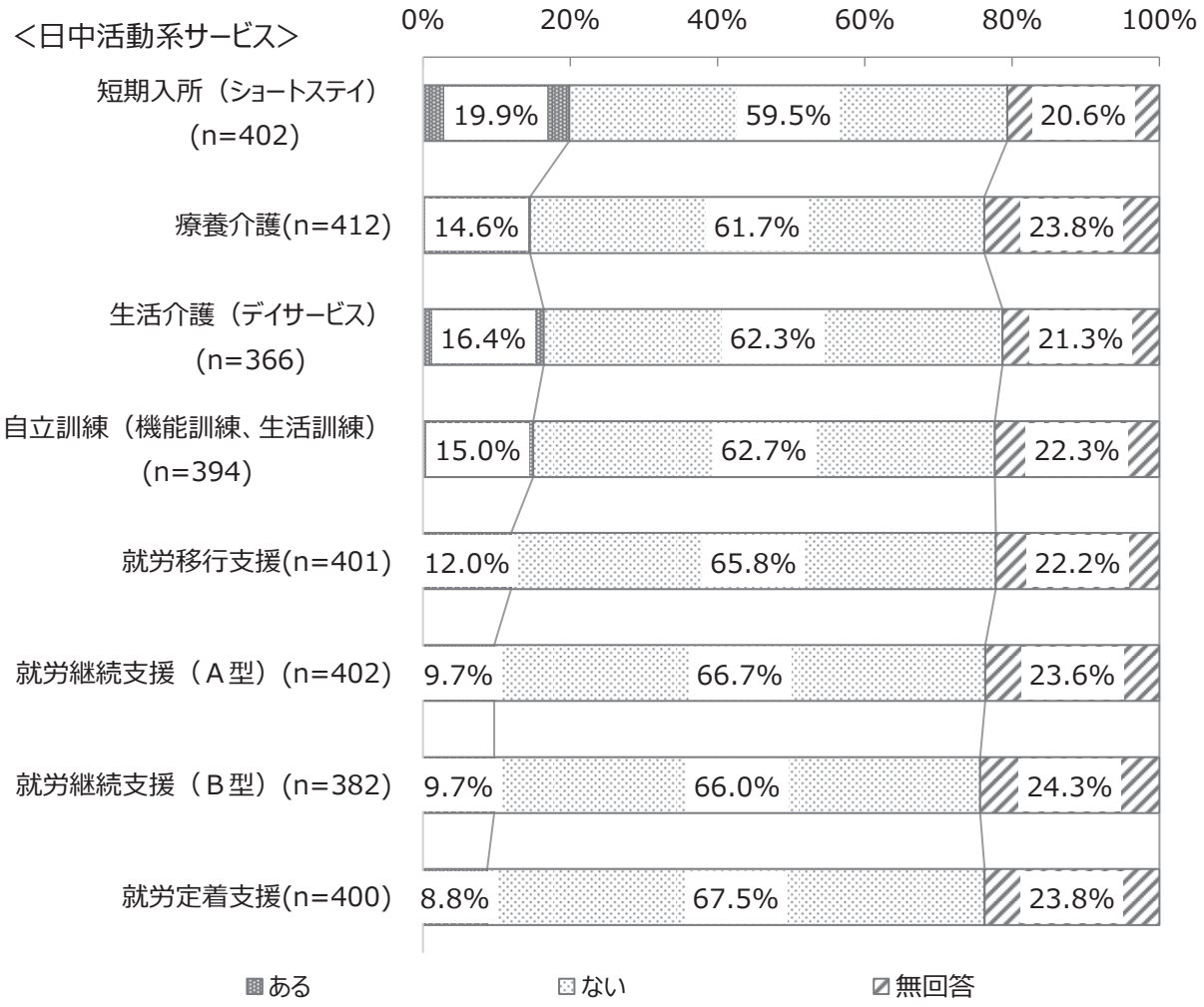

＜居住系サービス＞

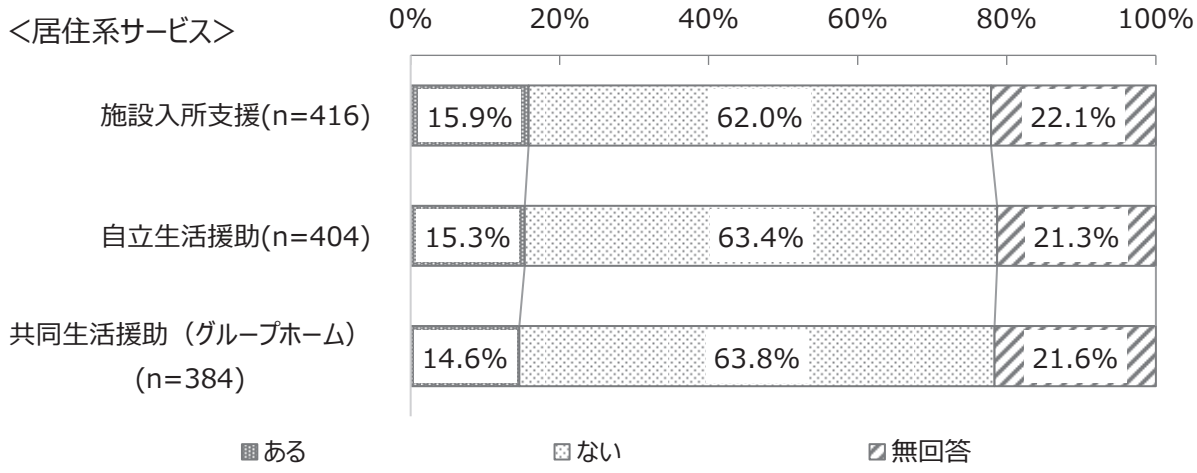

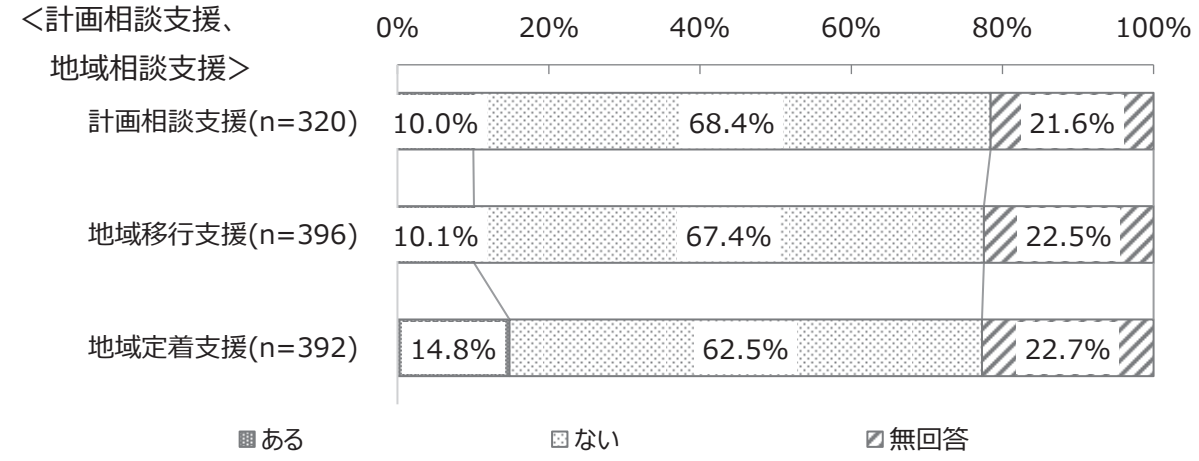

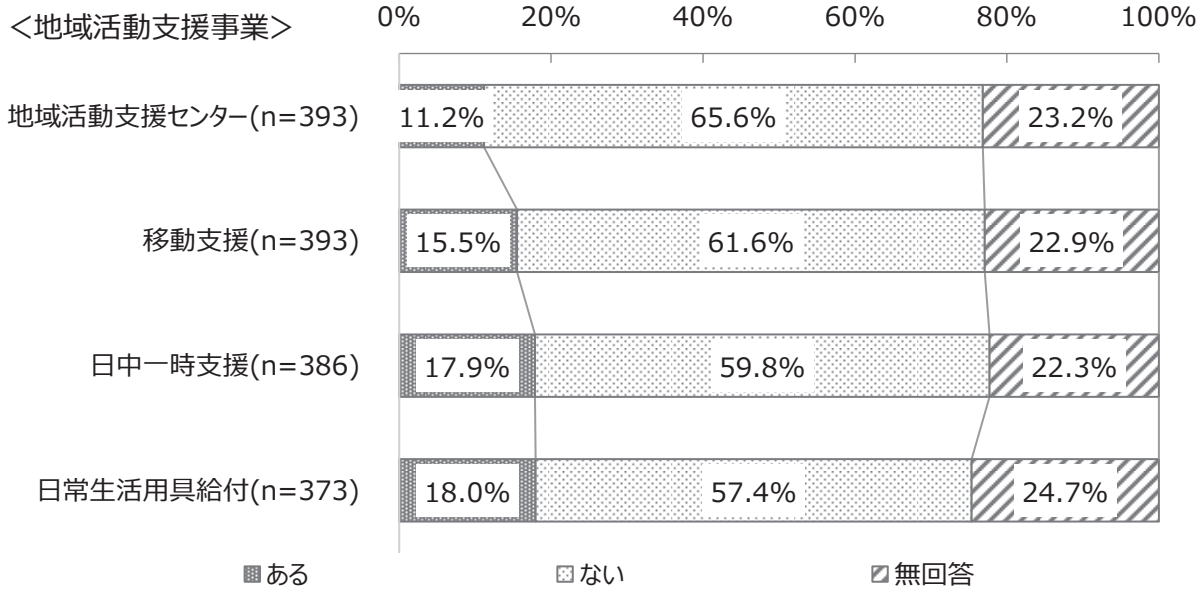

(7) 相談支援の充実

相談支援について、本調査では相談をした際の満足度は比較的高いという結果が得られましたが、一方で、気軽に相談することができない、相談に行きにくいとする声や、相談の際に嫌な思いをした等とする声も少なくありませんでした。そのため、相談支援に関する周知や相談支援事業所等の雰囲気づくり、さらには相談への対応が円滑に進むよう、相談員の確保や能力向上のための研修などが求められます。

【相談への満足度】

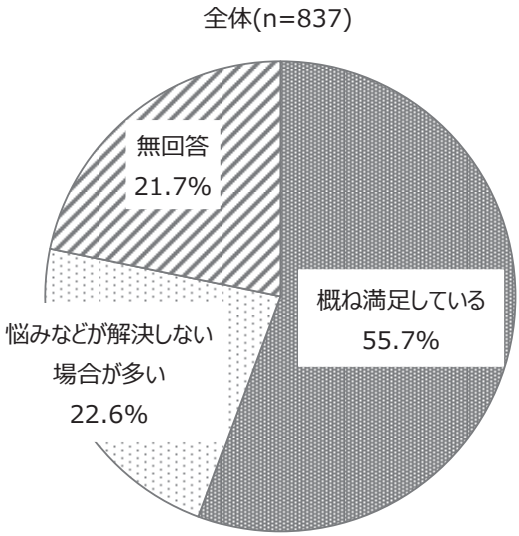

また、市の職員が各戸を訪問する、あるいは福祉事業所等が地域との繋がりを持つ場の創設等を求める声もあることから、アウトリーチ的に相談支援に取り組むという視点も必要になると考えられます。

今後も地域への移行や就労支援、卒業後の進路支援等、様々な課題に関する取り組みが必要となりますが、相談支援はその第一歩となるものです。それぞれの施策やサービスにおいて成果を上げていくためには、各々が持つ課題や悩み等を相談支援に結びつけ、さらに相談対応を円滑に進めることができるかが非常に重要であると考えられます。そうした相談支援の位置づけを再確認し、できる限り相談者の希望に沿った支援が受けられるようにすることを目標に、取り組みを一層充実させることが求められます。同時に、相談支援が円滑に実施されるためには、具体的な解決に導いていくことが必要であり、今後、ますます複雑化・多様化すると見込まれる課題に対し、着実に応えていけるよう、施策やサービスのメニューを拡充することが重要となります。

(8) 障がいへの理解の促進

本調査でも、障がいへの理解に対する啓発の重要性は、就労の支援策、通園・通学時の心配ごと、嫌な思い等をした経験など、様々な場面で指摘されています。また、それは住みやすさの評価にも反映しています。就労への支援においては職場の障がいへの理解が不足していること、学校においては周囲の子どもとの関係づくりが困難であるとの回答が多かったことを踏まえ、そして、何よりもいきいきふっつ障がい者プラン第 3 次基本計画に掲げる基本理念である「障がいがあってもその人らしく、ともに

いきいきと暮らせるまち」の実現のためにも、市民一人ひとりを始め、社会全体への理解促進に関する啓発事業のより一層の強化が重要となります。

【障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験】

全体(n=837)

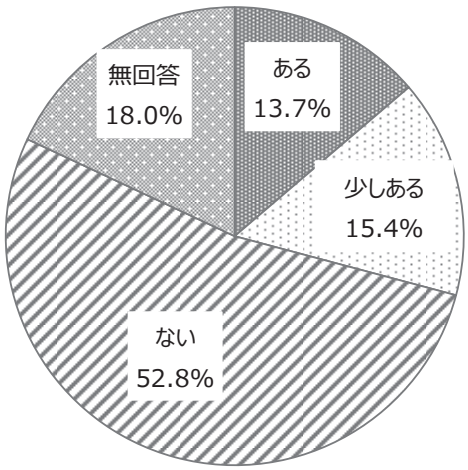

(9) 災害時への対応

災害時等の緊急時には、とりわけ一人暮らしの人、あるいは一人でいることが多い人への支援が必要です。できるだけ自宅にいたいという人も多いことから、安否確認を迅速に行えるようにするためには、市で整備している避難行動要支援者名簿を基に、市、相談支援事業所、サービス事業所等の間で緊急時の避難に支援を要する人の情報の共有や調整を図る協議の場の設置をするなど官民協働のもと、役割分担や連携方法などの整備を進めていくことが重要です。さらに、要支援者個々の避難方法、災害時に配慮しなくてはならない事項等を記載した「個別計画」の作成が求められます。

また、障がいのある人のための避難所については、市で開設するための設置基準や運営マニュアル等の整備を進めていますが、ニーズが高いことから早急に整備する必要があります。さらに、開設を想定した訓練を実施するなど、いざという時に迅速かつ円滑な運営ができるよう準備を進めていくことも求められます。

【災害時に必要とする支援（複数回答）】

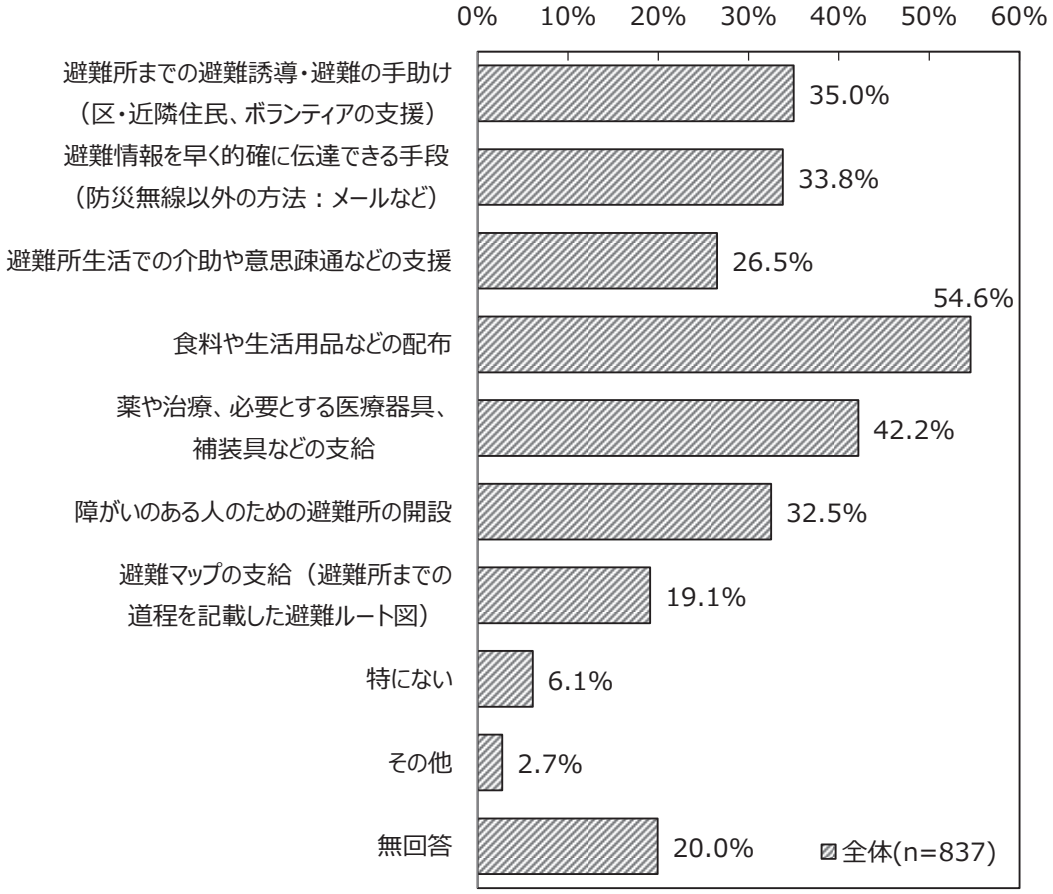

（10）支援者への支援

支援者への支援も今後は重要な課題になると考えられます。とりわけ、身体障がいの人の支援者は65 歳以上が 61.2%に達するなど、老障介護の問題が一層進行していることがうかがわれることから、具体的な支援者のための支援策の検討・実施を早期に図る必要があります。さらに、健康状態が良くない支援者については、訪問系サービスの充実、定期的な相談受付や見守りを行うなど、孤立化を防ぐこと等が重要になります。

【主たる支援者の年齢】

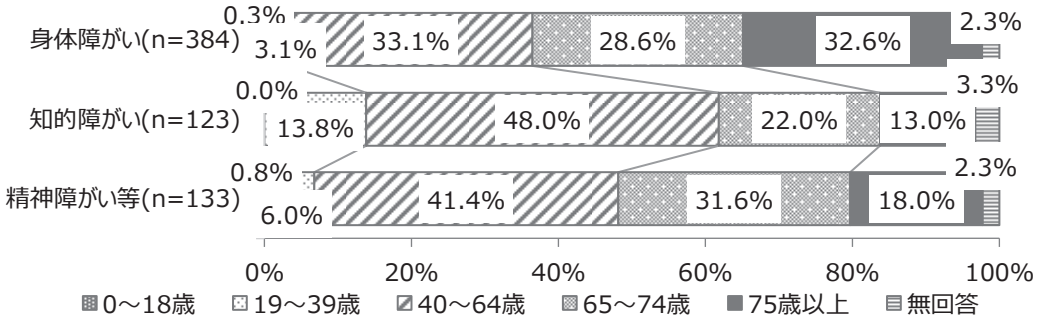

3. 関係者へのヒアリング調査における意見と提案

市内の障がい福祉・障がい児福祉の現場で支援に取り組む方々の意見を本計画に反映するため、関係者へのヒアリング調査を実施しました。その意見や提案を「福祉に関するアンケート調査結果報告書」では、7 項目に分類し整理しています。

(1) 地域への移行・受け入れ態勢の整備について

アンケート調査結果では、地域への移行ニーズが一定程度存在していることが明らかになりましたが、ヒアリング調査では実際には地域への移行は困難であるとの意見が大勢を占めました。その最も大きな理由は地域の受け入れ態勢がなお不十分であるためとのことでした。そのため、まずは地域での生活が可能となるよう、グループホームや訪問系サービスの拡充が求められます。そこで、既存のサービス事業者に対して事業の拡大を働きかけることや、市内の介護保険サービス事業者に対して障害福祉サービスへの参入を働きかけること、さらには、新たな事業者の参入促進が求められます。

(2) 就労の促進について

アンケート調査結果では、就労を希望する人が前回調査と比べて大幅に増加していることが明らかになりましたが、ヒアリング調査では、就労の促進については慎重な見方をしている事業者が多いという結果になりました。その中で、障がいのある人への具体的就労支援策として、富津市でもチャレンジドオフィス制度の導入を提案する意見がありました。いくつかの課題もありますが、早期実現を図ることが求められます。 また、コーディネーターを配置して、事業所間で仕事をシェアすることでより多くの仕事を請け負い、本人の障がい特性に合った仕事の選択肢を増やすといった意見もありました。事業所間での意見調整を図る場を設け、実現化に向けての検討が必要です。

一方、制度の利用基準についても、「本人にとって、どのようにすることが最も本人のためになるか」の観点から適宜見直すことが必要だとの意見がありました。柔軟な制度運用が求められます。

(3) 障害児福祉サービスについて

ヒアリング調査では、アンケート調査結果で多くの要望があった放課後等デイサービスを中心に伺いました。しかし、人材不足の影響等により、サービスを拡充することが困難であることが述べられた一方、障がいのある児童の受け入れに関して、事業者としてのあり方が問われる指摘もありました。そのため、適切な運営が行われるように働きかける等の取り組みが必要です。

また、児童の「日中一時支援事業所」「短期入所施設」「言語指導が個別に受けられる放課後等デイサービス」についても、そのニーズを具体的に調査し、必要と判断された場合には、他のサービスでの代替可能性の検討を含め、整備を図ることが求められます。そのほか、一般の学校への就学を希望する保護者が多くなっていることから、より一層の受け入れ態勢の充実及び、他の児童や生徒への障がいに関する教育の推進が必要です。ただし、現実的な問題として、現段階での一般の学校には限界もあるため、特別支援学校の役割や取り組み等に対する保護者の理解を促進することも重要です。

(4) 相談支援の充実

相談支援や計画作成支援については、今後ますます相談件数の増加が見込まれ、相談員の人材確保や資質向上を求める意見が多く寄せられました。令和3年度（2021 年度）に新たに設置予定の基幹相談支援センターを中心に、相談支援の充実を図ることが課題となります。

(5) 障がいへの理解の促進

アンケート調査結果でも市民一人ひとりを始め、社会全体への啓発が重要であることが示されましたが、ヒアリング調査においてもその重要性が学校教育での取り組みを含め指摘されました。より一層の啓発事業の強化が重要です。

(6) 災害時への対応

災害時の対応については、避難に支援を要する人の情報の共有や福祉避難所の整備等に加え、安否確認やアウトリーチ的な派遣といった支援のあり方、緊急時対応マニュアルの実効性の検証等、様々な意見がありました。現在、市で検討を進めている災害時に支援を要する人の「個別計画」や障がいのある人等のための福祉避難所の「設置基準」及び「運営マニュアル」の作成など、取り組みの一層の推進が求められます。

(7) 本人や現場の意見の施策への反映

ヒアリング調査では、当事者の意見を発表する機会を設けることや各サービス事業者との意見交換の場の設置、新たなサービス提供につなげるためのニーズの把握等、本人や現場の意見の施策への反映に関する意見がありました。当事者である障がいのある人や各サービス事業者からの意見聴取は、具体的なニーズを把握する有効的な手段の一つであり、施策推進に資すると考えられることから、具体案の検討を進めることが必要です。

第3章　基本理念と施策体系

1. 基本理念

前期計画では、「障がいがあってもその人らしく、ともにいきいきと暮らせるまち」を基本理念として取り組みを進めてきました。障がいのある人が地域とつながりを持ち、多くの人と触れ合うことによって、互いが学び、尊敬し合い、支え合っていく中で、自分らしさを見つけ、地域でいきいきと暮らしていくことを目指すという障がい福祉の考え方は一貫していることから、本計画の基本理念も前期計画を踏襲し、次のとおり定めます。

基 本 理 念

障がいがあってもその人らしく、
ともにいきいきと暮らせるまち

障がいがある人もない人も、すべての人がともに生き、お互いが支え合う一人の人間として人権が尊重され、自分が望む自分らしい暮らしを営むことができ、ライフステージや障がいに応じた生活や社会参加ができるようなまちの実現を目指します。

2. 第3次基本計画を踏まえた施策推進

前期計画と一体化して策定した、いきいきふっつ障がい者プラン第3次基本計画では、基本理念の下、次の3つの基本目標を掲げて取り組みを進めています。

本計画は、いきいきふっつ障がい者プラン第3次基本計画と一体の計画であることから、同第3次基本計画の基本目標の達成を指針として施策体系を構築していきます。

第3次基本計画における基本目標

基本目標1　地域での生活を総合的に支えます

高齢化や障がいの重度化・多様化が進む状況に対応し、障がいのある人が地域の中で一生を通じ安心して心豊かに暮らすことができるよう、保健・医療・福祉などの総合的な連携のもとに地域での自立した生活を支援するための施策を一体的に推進します。

基本目標2　多様な支援で社会参加を支えます

誰もが「ともに学び、ともに働き、ともに地域で暮らす」ことができることを基本に、障がいのある子どもの教育・療育体制の充実から地域自立生活の柱となる就労の促進に至るまで、障がい特性やライフステージに応じた重点課題を設定し、一人ひとりの自立と社会参加を支援する施策を一体的に推進します。

基本目標3　地域一体でのまちづくりを目指します

地域が一体となって、多様な支えあいの理解や活動、交流をうながすとともに、バリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の普及啓発をはじめ、誰もが安心して暮らせる安心・安全の環境づくりに取組み、障がいのあるなしに関係なく、市民のすべてが互いを尊重しあいながら、住みなれた地域で安心して生活を送ることができるまちづくりを推進します。

3. 施策の体系

障害福祉サービス・障害児福祉サービスの取り組みの体系は次のとおりとなっています。

成果目標	(1)施設入所者の地域生活への移行 (2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 (3)地域生活支援拠点等が有する機能の充実 (4)福祉施設から一般就労への移行等 (5)障がい児支援の提供体制の整備等 (6)相談支援体制の充実・強化等(新規目標) (7)障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築(新規目標)
重点施策	(1) 居宅サービスの体制整備 (2) チャレンジドオフィスの調査・研究 (3) 本人の視点を重視した支援の展開(自発的活動支援事業) (4) 相談支援体制の強化による引きこもり対策 (5) 理解促進研修・啓発事業の強化
障害福祉サービス 障害児福祉サービス	(1)訪問系サービス (2)日中活動系サービス (3)居住系サービス (4)計画相談支援、地域相談支援 (5)障害児通所支援、障害児相談支援
地域生活支援事業	(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業 (2) 相談支援事業 (3) 成年後見制度利用支援事業、 成年後見制度法人後見支援事業 (4) 意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業 (5) 日常生活用具給付等事業 (6) 移動支援事業 (7) 地域活動支援センター機能強化事業 (8) 任意事業

障害福祉サービス・障害児福祉サービス一覧

障害者総合支援法			
指定障害福祉サービス	訪問系サービス 居宅介護（ホームヘルプ） 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業 自発的活動支援事業 相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 成年後見制度法人後見支援事業 意思疎通支援事業 日常生活用具給付等事業 手話奉仕員養成研修事業 移動支援事業 地域活動支援センター機能強化事業 生活ホーム事業（任意事業） 知的障害者職親委託制度事業(任意事業) 日中一時支援事業（任意事業） 社会参加促進事業（任意事業） 巡回支援専門員整備事業(任意事業) 訪問入浴サービス事業(任意事業) 重度障害者等就労支援特別事業(任意事業)
	日中活動系サービス 短期入所（ショートステイ） 療養介護 生活介護（デイサービス） 自立訓練（機能訓練） 自立訓練（生活訓練） 宿泊型自立訓練 就労移行支援 就労継続支援（A 型） 就労継続支援（B 型） 就労定着支援		
	居住系サービス 施設入所支援 自立生活援助 共同生活援助（グループホーム）		
	計画相談支援、地域相談支援 計画相談支援 地域移行支援 地域定着支援		

児童福祉法			
障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	障害児相談支援	
		障害児入所支援	福祉型障害児入所施設 医療型障害児入所施設 （いずれも県の事業）

第４章　施策の展開

１.成果目標と活動指標

（１）施設入所者の地域生活への移行

① 前期計画の成果と課題

前期計画では、施設で暮らす人のうち、5人が地域での生活に移行し、入所者も１人削減することを目標に掲げました。しかし、実績は、施設から地域での生活に移行した人は無く、逆に施設への新規入所者が2人増えるという結果になりました。その理由として、居宅介護サービス等、地域で生活するための基盤や支援が少ないことがあげられます。一方、前期計画中においては地域移行支援に係る相談支援実績があり、アンケート調査においても地域で暮らしたいとする人がいることが明らかになったことから、地域生活への移行ニーズは底堅いものがあると考えられます。そのため、地域で生活していくための基盤の整備や支援の充実が本計画での大きな課題といえます。

項目	令和２年度末(2020年度末)目標	平成30年度(2018年度)実績	令和元年度(2019年度)実績	令和２年度(2020年度)実績見込み	実績累計
施設入所者数	51人	53人	54人	54人	
地域生活移行者数	5人	0人	0人	0人	0人
新規施設入所者数	4人	1人	1人	1人	3人
入所者削減見込数	1人	▲1人	▲1人	1人	▲1人

（注）令和2年度末（2020年度末）目標は、平成28年度末（2016年度末）実績（52人）を基に算出。

②今期計画における取り組み

本市では、前期計画は達成できませんでしたが、国の基本指針に即し、令和元年度末（2019年度末）時点施設入所者54人のうち４人が令和５年度末（2023年度末）までに地域生活へ移行することを目標とします。また、施設入所者の削減については、１人削減することを目標とします。目標達成のため、進捗状況を把握した上で富津市障害者総合支援協議会に報告するとともに、関係機関と連携し地域移行の体制整備が図られるよう努めていきます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標と目標値】

項目	成果目標	令和元年度末 （2019 年度末） 施設入所者数	富津市の目標値 令和 5 年度末 （2023 年度末）
地域生活移行者数	令和元年度末（2019 年度末）時点の施設入所者の 6%以上	54 人	4 人
施設入所者数	令和元年度末（2019 年度末）時点の施設入所者の 1.6%以上削減	54 人	53 人

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	計画値
訪問系サービス（居宅介護等）の利用者数、利用時間数	本章3.（1）④に記載
生活介護の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
自立訓練（機能訓練・生活訓練）の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
就労移行支援の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
就労継続支援（A型・B型）の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
短期入所（福祉型、医療型）の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
自立生活援助の利用者数	本章3.（3）④に記載
共同生活援助の利用者数	本章3.（3）④に記載
地域移行支援の利用者数	本章3.（4）④に記載
地域定着支援の利用者数	本章3.（4）④に記載
施設入所支援の利用者数	本章3.（3）④に記載

（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①前期計画の成果と課題

前期計画では精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けての関係者からなる協議の場を設置することを目標に掲げましたが、市単独での設置は困難であることから、君津地域4市共同での設置について協議を重ねてきました。しかし、合意形成に時間を要したことから、計画通りに協議の場を設置することができませんでした。なお、協議継続し、令和3年度（2021 年度）の設置に向け準備を進めています。

項目	令和２年度末（2020 年度末）目標	実績
保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置	１箇所	未設置

②今期計画における取り組み

本市では、君津地域4市で協議した結果、君津市・富津市・袖ケ浦市の3市共同で精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築のための協議の場となる「君津市・富津市・袖ケ浦市精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム構築推進連携会議（仮称）」を令和3年度（2021　年度）に設置し、順次目標設定等の取り組みを進めていく予定です。

なお、長期入院患者の地域移行や地域定着支援等については、千葉県の目標を踏まえつつ、地域生活への移行のための基盤整備や相談支援・就労支援等の充実、居住の場の確保、障がいへの理解促進の啓発などを通じて精神障がいのある人が地域で安心して暮らせるための取り組みの充実に努めることとして、目標値は設定しません。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	目標値
精神病床から退院後１年以内の地域での平均生活日数　316 日以上	県設定項目
精神病床における１年以上長期入院患者数	県設定項目
精神病床における早期退院率	県設定項目

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和3年度（2021 年度）計画値	令和４年度（2022 年度）計画値	令和5年度（2023 年度）計画値
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数（回/年）	3	3	3
同協議の場への関係者の参加者数（人/年）	0	2	4
同協議の場における活動計画と目標設定回数（回/年）	1	1	1
同協議の場における評価の実施回数（回/年）	―	1	1
精神障がい者の地域移行支援の利用者数（人／年）	本章3.（4）④に記載		

項目	令和3年度 (2021 年度) 計画値	令和 4 年度 (2022 年度) 計画値	令和5年度 (2023 年度) 計画値
精神障がい者の地域定着支援の利用者数（人／年）	本章3.（4）④に記載		
精神障がい者の共同生活援助の利用者数（人／年）	本章3.（3）④に記載		
精神障がい者の自立生活援助の利用者数（人／年）	本章3.（3）④に記載		

（3）地域生活支援拠点等が有する機能の充実

①前期計画の成果と課題

前期計画では障がいのある人等の地域での暮らしを担保し、自立を希望する人への支援を進めるための中心的役割を果たす地域生活支援拠点を整備することを目標に掲げて取り組みましたが、計画通りに整備を進めることができませんでした。なお、令和3年度（2021 年度）に設置する基幹相談支援センターをコーディネート役として、市内福祉関係事業者等が連携して支援体制を構築する面的整備により、令和 3 年度（2021 年度）の整備に向け協議を進めています。

項目	令和 2 年度末（2020 年度末）目標	実績
地域生活支援拠点の整備	1 箇所	未整備

②今期計画における取り組み

本市では、地域生活支援拠点を令和 3 年度（2021 年度）に整備する計画とします。整備後は速やかに活動計画と目標を立案・設定し、自立等に関する相談や、1 人暮らし・グループホームへの入居等の体験の機会と場の提供、緊急時の受け入れ態勢の確保、人材の確保・養成・連携等による専門性の確保、サービス拠点の整備や地域の体制づくり等、自立を希望する人への各種支援を進めます。

なお、活動指標については、地域生活支援拠点等が有する機能の充実に向けた検証及び検討の実施回数となっていることから、成果目標と一体のものとして記載します。

【成果目標・活動指標】

項目	成果目標	富津市の目標値		
		令和3年度（2021 年度）	令和4年度（2022 年度）	令和5年度（2023 年度）
地域生活支援拠点設置数	1 箇所以上	1箇所	―	―
地域生活支援拠点の運用状況の検証及び検討	年 1 回以上	活動指標		
		同拠点の活動計画と目標設定回数（回/年）		
		1	1	1
		同拠点の評価の実施回数（回/年）		
		―	1	1

（4）福祉施設から一般就労への移行等

①前期計画の成果と課題

前期計画では福祉施設から一般就労に移行する人数を2人、就労移行支援事業の利用者数を6人、そして、就労定着支援事業による1年後職場定着率を8割とすることを目標に取り組んできました。

富津市障害者総合支援協議会就労支援部会において、各企業へ向けて障がいのある人の特性の理解を深める事業を通じて就労先が拡大するよう取り組んでいること等が奏功し、一般就労移行者数及び就労移行支援事業の利用者数ともに、計画値を上回る成果を上げました。今後も引き続き就労者数の拡大に努めていきます。また、就労定着支援事業については、平成 30 年度（2018 年度）の利用者実績がありませんでしたが、令和元年度（2019 年度）は1人、令和2年度（2020 年度）は複数の利用実績がありました。今後の成果が期待されます。

項目	令和 2 年度末（2020 年度末）目標	平成 30 年度（2018 年度）	令和元年度（2019 年度）	令和 2 年度（2020 年度）	実績累計
一般就労移行者数	2人	2人	7 人	2 人	11 人
就労移行支援事業の利用者数	6人	6人	11 人	7 人	24 人
就労定着支援事業による1年職場定着率	8割	―	―	10 割（1/1）	10 割（1/1）

（注）令和2年度（2020 年度）は見込み値。

②今期計画における取り組み

本市の産業特性を活かし、農福連携事業、又は農林漁業の第6次産業化の取り組みにおける障がい者雇用の創出等の検討を進めます。また、雇用する側への支援として、富津市障害者総合支援協議会の就労支援部会において、障がい者雇用に関する企業向けの研修などを実施していきます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目		令和５年度 （2023 年度） 目標	令和元年度 （2019 年度） 実績	富津市の目標値 令和５年度末 （2023 年度末）
就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じた一般就労への移行者数		令和元年度（2019 年度）実績の 1.27 倍以上	７人	10 人
	就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	令和元年度（2019 年度）実績の 1.30 倍以上	３人	４人
	就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	令和元年度（2019 年度）実績の 1.26 倍以上	０人	１人
	就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	令和元年度（2019 年度）実績の 1.23 倍以上	４人	5人
就労移行支援事業等を通じた就労定着支援事業の利用率		70%以上	14% （1/7）	70%以上
就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所の割合		70%以上	―	70%以上

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	計画値
就労移行支援の利用者数、利用日数	本章3.（2）④に記載
就労移行支援事業等（就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型）から一般就労への移行者数	成果目標と同じ
就労定着支援の利用者数	本章3.（2）④に記載

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①前期計画の成果と課題

前期計画では、障がいのある児童及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を目指し、以下の項目について取り組んできました。

児童発達支援センター、保育所等訪問支援事業は、既に整備がされており、また、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所については令和元年度（2019 年度）に、さらに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所については、令和2年度（2020 年度）に開設となりました。一方、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については未設置ですが、令和3年度（2021 年度）の設置に向け、医療機関や事業所などの各方面と調整しています。

項目	令和 2 年度末 (2020 年度末) 目標	実績
児童発達支援センター	1 箇所	1 箇所
保育所等訪問支援事業	1 箇所	1 箇所
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1 箇所	1 箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1 箇所	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	1 箇所	未設置

②今期計画における取り組み

君津圏域に設置済みの「きみつ愛児園」において児童発達支援センター・保育所等訪問支援事業を実施しており、今後もこれを維持すること、また、重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所については、安定した事業所運営が実施されるよう支援していきます。一方、放課後等デイサービスのサービスの充実への要望が高いことから、事業者と協議しながら整備を進めます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	令和 5 年度末 (2023 年度末) 目標	富津市の目標値 令和5年度末 （2023 年度末）
児童発達支援センターの設置	1 箇所以上	1 箇所

項目	令和５年度末 (2023 年度末) 目標	富津市の目標値 令和5年度末 （2023 年度末）
保育所等訪問支援体制	整備	整備
重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	1箇所以上	1箇所
重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所	1箇所以上	1箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーター	配置	配置

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和3年度 (2021 年度) 計画値	令和4年度 (2022 年度) 計画値	令和5年度 (2023 年度) 計画値
児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章3.（5）④に記載		
医療型児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章3.（5）④に記載		
放課後等デイサービスの利用児童数、利用日数	本章3.（5）④に記載		
保育所等訪問支援の利用児童数、利用日数	本章3.（5）④に記載		
居宅訪問型児童発達支援の利用児童数、利用日数	本章3.（5）④に記載		
障害児相談支援の利用児童数	本章3.（5）④に記載		
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数（人）	1	1	1

（6）相談支援体制の充実・強化等（新規目標）

本市では、令和3年度（2021　年度）に相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを開設し、取り組みを開始します。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	富津市の目標値
総合的・専門的な相談支援の実施	基幹相談支援センターの設置
地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保	

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和3年度 (2021 年度) 計画値	令和 4 年度 (2022 年度) 計画値	令和5年度 (2023 年度) 計画値
総合的・専門的な相談支援	開始	継続	継続
相談支援事業者に対する専門的な指導・助言（件/年）	12	12	12
同事業者を対象とした研修の実施（件/年）	2	2	2
同事業者との困難事例に関する検討会議の開催（回/年）	6	6	6

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築（新規目標）

障害者総合支援法の理念や具体的内容を理解すると共に、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がいのある人等が真に必要とする障害福祉サービス等を提供することができるように質の向上を図ることを目的に、取り組みを強化していきます。

国の基本指針では、次のような目標が設定されています。

【成果目標】

項目	富津市の目標値
障害福祉サービス等の質を向上するための取組を実施するための体制構築	情報共有・研修の場の設置

成果目標の達成のための活動指標は以下のとおりです。

【活動指標】

項目	令和3年度 (2021 年度) 計画値	令和 4 年度 (2022 年度) 計画値	令和5年度 (2023 年度) 計画値
県が実施する研修会への延べ参加者数（人/年）	28	56	56
障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果の事業者との共有・指導（件/年）	2	2	2

(8) 発達障がい者等に対する支援

本市では、ペアレントメンターの資格取得者を増やすこと及びピアサポート活動の周知のため、積極的な広報活動に取り組みます。

国の基本指針では、成果目標は設定されていませんが、次のような活動指標が設定されています。

【活動指標】

項目	令和3年度 (2021 年度) 計画値	令和 4 年度 (2022 年度) 計画値	令和5年度 (2023 年度) 計画値
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（人／年）	10	20	20
ペアレントメンターの人数（人）	3	4	5
ピアサポートの活動への参加人数（人／年）	―	2	4

2. 重点施策

本計画においては、基本目標、並びに成果目標の達成のため、前期計画の成果や課題、アンケート調査・ヒアリング調査の結果等を踏まえ、次の5つの施策をいきいきふっつ障がい者プランにおける重点施策と位置付け、取り組みを強化していきます。

(1) 居宅サービスの体制整備

①取り組みの概要

地域生活への移行を可能とするためには、何よりもまずその支援体制の整備が必要です。前期計画期間中、地域へ移行する人が現れなかったのも、地域での生活を支えるサービス基盤が不十分であったことが大きな要因としてあげられます。

そこで、本計画では、まずは地域での生活を可能とするための居宅サービスの充実を図り、地域で暮らしていくことへの不安感をできるだけ低減するように努めます。

項目	令和2年度末 (2020 年度末)	令和5年度末 (2023 年度末)目標
市内の居宅介護サービス事業者数	7	9
市内の重度訪問介護サービス事業者数	7	9
市内の訪問入浴サービス事業者数	0	2

②目標達成のための方策

既存のサービス事業者に対して事業の拡大を働きかけることはもちろん、市内の介護保険サービス事業者に対して障害福祉サービスへの参入を働きかけることに加えて、新たな事業者の確保の検討を進めます。

また、君津地域4市共同でも圏域での支援体制の充実を図るといった視点から、事業者への新規参入を促していくなどの方策を検討します。

(2) チャレンジドオフィスの調査・研究

①取り組みの概要

アンケート調査では、特に、精神障がいや知的障がいの人を中心とした就労ニーズが高いことが明らかになりました。本市では、前期計画の成果目標に掲げた一般就労移行者数は計画値を上回る成

果を上げましたが、まだまだ民間企業等への就労が十分とは言えないのが実情です。

そこで、ヒアリング調査で提案を受けた障がいのある人の就労支援を一層強化するため、市が障がいのある人を率先して雇用し、行政業務を障がいのある人と市職員が一緒に遂行しながら、民間企業等への就労を目指す「チャレンジドオフィス」の調査・研究を進めます。

項目	令和５年度末(2023 年度末)目標
チャレンジドオフィスの調査・研究	結論

②目標達成の方策

市と富津市障害者総合支援協議会就労支援部会とが連携し、先進自治体の事例を調査するとともに、視察などを行って実情の把握に努め、ノウハウや条件整備などの研究を共同で行います。

(3) 本人の視点を重視した支援の展開（自発的活動支援事業）

①取り組みの概要

障がいのある人が自立した暮らしを営むことができるようになるためには、障がいのある人にとっての社会的障壁を取り除くことが必要であり、そのためには、障がいのある人の視点を一層重視したまちづくり、地域づくりをさらに進めていくことが重要となっています。

そこで、障がいのある人やその家族が中心となって集まり、自らの体験や希望、必要としている支援等について語り合い、自分たちのこれからのよりよい暮らし、あるいは暮らしやすい地域のあり方を一緒に考える場を設置し、そこでの意見を実際の支援やサービスの展開に繋げる仕組みを作ります。

項目	令和3年度 (2021 年度) 目標	令和４年度 (2022 年度) 目標	令和5年度 (2023 年度) 目標
本人や家族と語り合う場の開催（回/年）	1	2	3

②目標達成の方策

富津市障害者総合支援協議会が開催する交流会や、障がい者団体や家族会が開催する情報交換会等の機会を通じて、本人や家族等にとっての今後の生活のあり方やどのような支援ニーズがあるのかといった課題について行政や事業者等と語り合い、希望を実現するためにどのような支援等が必要か、またそれが実現可能であるかを検討します。

（4）相談支援体制の強化による引きこもり対策

①取り組みの概要

アンケート調査で明らかとなった引きこもりの心配のある人への対策を講じるための取り組みを開始するためには、まずは実態の把握に努める必要があります。

そこで、基幹相談支援センターや地域での身近な相談相手でもある区長や民生委員等との連携体制の構築を目指します。

項目	令和5年度末（2023 年度末）目標
連携体制を構築している区の数（区）	107

②目標達成の方策

市や基幹相談支援センターが中心となり、区長や民生委員等に対し相談支援の周知を行い、地域の情報提供を依頼するなどの連携を図り、アウトリーチ的な活動も含めて引きこもり対策への取り組みを開始します。

（5）理解促進研修・啓発事業の強化

①取り組みの概要

障がいへの理解を深めることは、障がい福祉政策の根幹となる重要な取り組みです。アンケート調査では、現在もなお3割近くの人が障がいがあることで差別を感じたり嫌な思いをした経験があると回答しており、ヒアリング調査でも障がいへの理解がなお不十分であるとの指摘を受けています。障がいへの理解促進・啓発事業を更に強化していくことが必要です。

そこで、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会と連携し、部会が開催している勉強会「あったかふっつエンジョイトーク」への参加者の増加を目標に取り組みを強化します。また、障がいへの理解を深めるための市内の学校への福祉教育プログラム提供も随時行っていきます。

項目	令和3年度（2021 年度）目標	令和 4 年度（2022 年度）目標	令和5年度（2023 年度）目標
あったかふっつエンジョイトーク参加者数（人/年）	40	50	60

②目標達成の方策

あったかふっつエンジョイトークについては、広く市民を対象として開催することとし、案内を市の広報やホームページ等に掲載するとともに、SNS を活用し積極的に参加を募ります。また、学校への福祉教育プログラム提供については、市内の全学校への配布を行い、活用を促していきます。

3. 障害福祉サービス・障害児福祉サービスの今期計画と展開方策

いきいきふっつ障がい者プランでは、計画期間における各障害福祉サービス・障害児福祉サービスの種類ごとの必要な量の見込みや、見込量の確保のための方策を定めます。必要な量の見込みは、前期計画の実績、アンケート調査・ヒアリング調査の結果、成果目標との整合、サービスの特性などを総合的に勘案し算出しています。

（1）訪問系サービス

①サービスの概要

訪問系サービスは、障がいのある人が居宅において自立した日常生活及び社会生活を営むための重要なサービスです。

サービス名	概要
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーを派遣し、障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談、助言及びその他生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者であって常時介護を要する障がいのある人に対して、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談や助言及びその他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しく困難を有する障がいのある人に対して、外出時に同行し、移動及び外出先において必要な視覚的情報（代筆、代読含む）等の援護、その他危険を回避するために必要な援護を行います。
行動援護	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しく困難を有する障がいのある人であって、常時介護を必要とする人に対して、その人が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援を行います。また、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護及び危険を回避するために必要な援護を行います。

サービス名	概要
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする障がいのある人であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難がある人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助を包括的に提供します。

②前期計画期間の概況

居宅介護については、1か月当たりの利用人数は概ね計画通りに推移していますが、利用時間が計画よりも少なくなっています。これは、1 人当たりの利用時間が計画を下回っていることを意味しています。その要因として、事業者が少ないために十分なサービスが提供されていないのではといった理由が考えられ、サービス提供体制の整備が大きな課題といえます。一方、行動援護については概ね計画通りに推移していますが、令和2年度（2020 年度）の実績見込みについては、新型コロナの影響等により、利用が手控えられている状況です。また、同行援護は計画を上回って推移していますが、令和2年度（2020 年度）の実績見込みについては、行動援護同様、新型コロナの影響等により、利用時間が短くなっています。

③今期計画の課題

訪問系サービスは地域での生活を支える基盤として、引き続き、重要サービスと位置づけて整備を図ることが求められます。居宅介護は、事業者が少なくサービス提供体制の整備が大きな課題といえます。また、特に同行援護については、今後の需要（利用時間）拡大も見込まれるので、ボランティアの活用も検討することが必要です。さらに、地域への移行促進を見据え、重度訪問介護、重度障害者等包括支援は、サービス提供体制の確保について、改めて検討することが必要です。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
居宅介護（ホームヘルプ）	利用時間（時間/月）	計画値	1,893	1,923	1,954	1,505	1,566	1,626
		実績	1,592	1,405	1,333			
	利用人数（人/月）	計画値	101	100	99	99	103	107
		実績	99	103	84			
重度訪問介護	利用時間（時間/月）	計画値	0	0	0	0	184	368
		実績	0	0	0			
	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	0	1	2
		実績	0	0	0			
同行援護	利用時間（時間/月）	計画値	71	75	75	88	113	151
		実績	81	127	63			
	利用人数（人/月）	計画値	6	6	6	7	9	12
		実績	5	10	7			
行動援護	利用時間（時間/月）	計画値	16	15	14	14	14	14
		実績	18	13	10			
	利用人数（人/月）	計画値	3	3	3	3	3	3
		実績	3	3	3			
重度障害者等包括支援	利用時間（時間/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

（注）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

訪問系サービスの充実は第6期の重点施策として取り組む計画であり、本章2.（1）で述べたとおり、事業者の参入促進に努めます。ただし、重度障害者等包括支援については、県内に事業所が無く、ニーズに対応することができない状況であることから、複数サービスの組み合わせによるサービスの確保を継続しながら、事業所との協議を行います。さらに、各サービスを希望する人に対して、制度やサー

ビス内容の周知を一層進めます。

また、同行援護については、今後の需要拡大も見込まれることから、ボランティアの活用方策についても検討していきます。

(2) 日中活動系サービス

①サービスの概要

日中活動系サービスは、日中の生活支援や自立に向けた就労支援等を行うものです。

サービス名	概要
短期入所 (ショートステイ)	支援者の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人に、当該施設への短期間の入所とともに入浴、排せつ及び食事の介護その他必要な支援を行います。
療養介護	医療を必要とする障がいのある人であって常に介護を必要とする人に対して、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行います。
生活介護 (デイサービス)	障害者支援施設において、常時介護を必要とする人に対して、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会の提供を行います。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	機能訓練は、身体障がいのある人又は難病等対象者に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う理学療法や作業療法その他必要なリハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。 生活訓練は、知的障がい又は精神障がいのある人に対して、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関し自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行います。
宿泊型自立訓練	知的障がい又は精神障がいのある人に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他必要な支援を行います。

サービス名	概要
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障がいのある人であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人に対して行われる、生産活動、職場体験、就労に必要な知識、能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、適正に応じた職場の開拓及び就職後の職場への定着のために必要な相談その他必要な支援を行います。
就労継続支援 （A型・B型）	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行います。 A型は、適切な支援により雇用契約等に基づき就労する人に対して行われます。 B型は、通常の事業所に雇用されていた障がいのある人であってその年齢や心身の状況その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった人、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった人等に対して雇用契約を結ばずに行われます。
就労定着支援	就労移行支援又は就労継続支援等を受けて通常の事業所に新たに雇用された障がいのある人に対して、当該事業所での就労の継続を図るために必要な当該事業所の事業主、医療機関その他の人との連絡調整及び雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言その他の必要な支援を行います。

②前期計画期間の概況

日中活動系サービスは、新型コロナの影響等により、令和 2 年度（2020 年度）の利用が手控えられているものが一部にみられるものの、概ね計画通りにサービスが提供されています。中でも、就労移行支援、就労継続支援（A型）は、順調に利用が進んでおり、特に就労移行支援は計画の約2倍の利用日数実績があるなど、利用者が就労移行に熱心に取り組んでいることがうかがわれます。また、自立訓練（生活訓練）は平成 30 年度（2018 年度）に計画値の下方修正を行いましたが、令和2年度（2020 年度）の利用日数は平成 30 年度（2018 年度）の水準に回復する見込みとなっています。さらに、前期計画では利用を想定していなかった就労定着支援の利用者が現れていることも大きな成果です。令和元年度（2019 年度）には 1 人の利用の実績があり、また、令和2年度（2020 年度）にも複数人の利用見込みがあることから、成果目標の達成が期待されます。一方、就労継続支援（B型）は利用者数、利用日数ともに計画を下回って推移していますが、これは本章1.（4）のとおり、一般就労への移行が予想を大幅に上回っていることが反映されていると考えられます。

③今期計画の課題

生活介護は恒常的に利用されており、引き続き重要サービスとして位置づけて整備することが必要です。就労移行・就労継続支援については、アンケート調査結果では就労希望は高いため、受け入れ先の確保や就労後のフォローのための就労定着支援の活用を含め支援を強化していくことが重要です。しかし、本市には就労移行支援及び就労継続支援（A型）事業所が無く、需要の高まりに対応するため、早急に整備を図っていくことが必要です。また、就労継続支援（B型）事業所においては、利用者が行う仕事の内容について、本人の長所を活かし、かつやる気や能力を引き出せるような環境の整備や雰囲気づくりなどへの一層の工夫も必要と考えられます。その他、療養介護、宿泊型自立訓練も重要サービスであること、及び短期入所は支援者のレスパイトにも資するので、更なる受け入れ態勢の整備が求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
短期入所（ショートステイ）	利用日数（日/月）	計画値	349	372	396	261	270	279
		実績	258	232	181			
	利用人数（人/月）	計画値	27	29	31	29	30	31
		実績	27	28	12			
療養介護	利用人数（人/月）	計画値	3	3	3	4	4	4
		実績	3	3	3			
生活介護（デイサービス）	利用日数（日/月）	計画値	2,867	2,890	2,913	2,983	3,021	3,059
		実績	2,885	2,904	2,982			
	利用人数（人/月）	計画値	144	146	148	157	159	161
		実績	147	150	155			
自立訓練（機能訓練）	利用日数（日/月）	計画値	32	32	32	30	30	30
		実績	40	29	24			
	利用人数（人/月）	計画値	4	6	6	5	5	5
		実績	6	5	5			

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
自立訓練（生活訓練）	利用日数（日/月）	計画値	83	40	40	84	84	84
		実績	69	44	71			
	利用人数（人/月）	計画値	8	4	4	4	4	4
		実績	7	2	4			
宿泊型自立訓練	利用日数（日/月）	計画値	70	40	40	60	60	60
		実績	39	52	59			
	利用人数（人/月）	計画値	3	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
就労移行支援	利用日数（日/月）	計画値	65	63	61	153	153	153
		実績	83	113	133			
	利用人数（人/月）	計画値	3	5	5	9	9	9
		実績	5	8	7			
就労継続支援（A型）	利用日数（日/月）	計画値	45	112	112	160	180	200
		実績	119	132	144			
	利用人数（人/月）	計画値	2	6	6	8	9	10
		実績	6	7	7			
就労継続支援（B型）	利用日数（日/月）	計画値	1,885	2,060	2,251	1,700	1,717	1,734
		実績	1,721	1,641	1,682			
	利用人数（人/月）	計画値	104	112	120	100	101	102
		実績	98	95	99			
就労定着支援	利用日数（日/月）	計画値	0	0	0	3	4	5
		実績	0	1	3			
	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	3	4	5
		実績	0	1	3			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）網掛け箇所は平成 30 年度（2018 年度）に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

本市における日中活動系サービスは比較的充実しており、今後も事業者への各種情報提供を通じてサービスの利用拡大に対応していくよう、不足しているサービスの開始も含め働きかけを行っていき

ます。また、増大する就労ニーズに応えるため、就労継続支援事業者に対し、就労移行及び定着支援サービスを一括して提供する体制づくりへの取り組みを促すなど、一般就労へつながりやすい新たな方策の検討を事業者と連携して進めます。

(3) 居住系サービス

①サービスの概要

居住系サービスには、施設入所支援、自立生活援助、共同生活援助があり、日常生活能力を向上させるための支援を行います。

サービス名	概要
施設入所支援	施設に入所する障がいのある人に対して、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行います。
自立生活援助	施設入所支援等を利用していた障がいのある人に対して、居宅において自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回訪問等により相談に応じ、必要な情報の提供や関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を営む住居に入居している障がいのある人に対して、主として夜間において、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の必要な日常生活上の援助を行います。

②前期計画期間の概況

施設入所支援は概ね計画通りに推移していますが、共同生活援助は計画を上回る速さで利用が進んでいます。ただし、共同生活援助については、施設に移った人もいるのが実情です。一方、自立生活援助については利用実績が無く(計画値もゼロ)、地域への移行という点で課題が残っているといえます。

③今期計画の課題

グループホームや居宅サービス等、地域で生活するための基盤や支援が少なく入所施設から地域への移行が進まないといった実態があります。また、グループホームについては利用者の高齢化への対応策の検討が、さらに、在宅で暮らす人についても親の高齢化に伴いグループホーム等へのニーズ

が高まってきており、その対策が必要となります。その他、自立生活援助については、地域に移行するための居宅サービス等の整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
施設入所支援	利用人数（人/月）	計画値	55	55	54	54	54	53
		実績	54	57	54			
自立生活援助	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	0 (0)	0 (0)	1 (1)
		実績	0	0	0			
共同生活援助（グループホーム）	利用人数（人/月）	計画値	74	76	78	98 (33)	107 (38)	117 (43)
		実績	76	81	90			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）カッコ内数字は精神障がいのある人の利用人数（内数）。

⑤取り組みの方向性

今期も地域への移行を進める観点等から、共同生活援助は居住系サービスの中心的なサービスであり、今後も安定した提供を継続していけるよう、相談支援事業所と連携して情報収集・共有に努めます。一方、自宅等への移行も進めるため、本章2.（1）で述べたとおり、居宅サービス事業者の参入促進に努めます。

（4）計画相談支援、地域相談支援

①サービスの概要

計画相談支援、地域相談支援は、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、抱える課題の解決や適切なサービスの利用に向けて、サービス等利用計画の作成や関係機関及びサービス事業者等との連絡調整などを行うものです。

サービス名		概要
計画相談支援 (サービス等利用計画作成)		障害福祉サービスの申請等に係る障がいのある人に対して、心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、関係者との連絡調整を行い「サービス等利用計画」を作成します。また、「サービス等利用計画」が適切であるかどうかに対して、モニタリング期間ごとに、障害福祉サービス等の利用状況を検証し、必要に応じて「サービス等利用計画」の見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
地域相談支援		地域での生活に移行する障がいのある人及び地域に移行した障がいのある人を支援します。
	地域移行支援	障害者支援施設等に入所している障がいのある人や精神科病院に入院している精神障がいのある人、その他地域生活に移行するために重点的な支援を必要とする人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行います。
	地域定着支援	居宅において単身等で生活する障がいのある人に対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行います。

②前期計画期間の概況

計画相談支援は、令和元年度（2019 年度）までは見込みを大きく下回っていましたが、令和 2 年度（2020 年度）にはモニタリングの徹底が浸透したことから、計画を上回る利用があります。一方、地域相談支援は利用実績が少なく、地域への移行には、なお課題が多いことを示唆しています。

③今期計画の課題

今後、計画相談支援へのニーズは更に高まることが予想されます。また、利用者の多様化・複合化する課題に対し、必要とするサービスを的確、かつ効果的・効率的に提供することができるよう、計画相談員の人材確保及び資質向上がより一層必要となっています。一方、地域相談支援は、自立生活援助同様、地域に移行するための基盤整備と並行して取り組むことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
計画相談支援	利用人数（人/年）	計画値	770	870	900	1,080	1,096	1,112
		実績	635	745	995			
地域移行支援	利用人数（人/年）	計画値	1	1	1	2 (1)	3 (1)	3 (1)
		実績	1	1	3			
地域定着支援	利用人数（人/年）	計画値	0	0	1	0 (0)	0 (0)	1 (1)
		実績	0	0	0			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）カッコ内数字は精神障がいのある人の利用人数（内数）。

⑤取り組みの方向性

今期は、基幹相談支援センターを中心とした市内の相談支援体制を整備し、相談対応の質の向上を含め、サービスの一層の強化を図ります。

（5）障害児通所支援、障害児相談支援

①サービスの概要

障がいのある児童に対し、将来の自立した生活を実現するため、身近な地域でそれぞれの障がい特性に応じた専門的な支援を行うものです。

サービス名	概要
児童発達支援	療育の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる未就学の障がいのある児童に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能を付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがあり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行います。

サービス名	概要
放課後等デイサービス	学校に就学しており、放課後や夏休み等の長期休暇中に支援が必要と認められた障がいのある児童に対して、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により、児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障がいのある児童に対して、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知的技能の付与、生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、保育所等に通う障がいのある児童に対して、障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他必要な支援を行います。
障害児相談支援	通所給付決定の申請等に係る障がいのある児童の保護者に対して、その児童の心身の状況、置かれている環境、その児童又は保護者の障害児通所支援等の利用に関する意向を勘案し、関係者との連絡調整を行い「障害児支援利用計画」を作成します。また、その計画が適切であるかどうか、モニタリング期間ごとに利用状況を検証し、必要に応じて見直しを行うとともに、関係者等との連絡調整などを行います。
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	医療的なケアが必要な児童に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等を市単独、又は圏域に配置します。

②前期計画期間の概況

児童発達支援、放課後等デイサービス、障害児相談支援は、概ね順調に利用人数を伸ばしています。しかも、計画を上回って推移していることから、供給が需要に追い付かず、その結果、希望どおりのサービスが提供されずにいる懸念が指摘されます。令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナの影響等により、1 人当たりの利用日数が少なくなっていますが、今後、サービスの提供体制を更に強化することが必要といえます。

また、保育所等訪問支援事業の実績が無い主な要因は、市が実施している療育等支援事業と重複しているためで、利用者は、市の事業を利用している状況となっています。

一方、医療型及び居宅訪問型児童発達支援の利用はありませんでしたが、これはサービスを提供できる事業所が本市には無く、圏域においても極めて少ないことが原因であると考えられます。

③今期計画の課題

児童発達支援は、需要過多となっている状況から、更なる事業者の確保が必要であることに加え、児童一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな支援が必要となるため、スタッフの拡充の検討が必要です。また、アンケート調査等では、特に放課後等デイサービスへの要望が多かったことから、当サービスの利便性の向上をはじめ、更なる提供体制の強化が必要です。

医療型及び居宅訪問型児童発達支援は、サービスの提供体制の確保について検討することが必要です。

障害児相談支援については、今後も、多様化・複合化する状況に対し的確に応えられる利用計画の作成ができるよう、計画相談支援同様、相談員の確保及び資質の向上を図ることが必要です。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第1期			第2期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
児童発達支援	利用日数（日/月）	計画値	177	215	215	260	260	260
		実績	227	277	190			
	利用人数（人/月）	計画値	11	12	12	20	20	20
		実績	16	23	21			
医療型児童発達支援	利用日数（日/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
放課後等デイサービス	利用日数（日/月）	計画値	583	600	600	700	700	700
		実績	552	614	689			
	利用人数（人/月）	計画値	74	38	38	70	70	70
		実績	58	65	70			
居宅訪問型児童発達支援	利用日数（日/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			
	利用人数（人/月）	計画値	0	0	0	0	0	0
		実績	0	0	0			

サービス名 ＼ 年度			第1期			第2期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
保育所等訪問支援	利用日数（日/月）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
	利用人数（人/月）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	0	0	0			
障害児相談支援	利用人数（人/月）	計画値	7	8	9	14	17	20
		実績	10	12	14			
医療的ケア児に対するコーディネーターの配置	配置人数（人）	計画値	0	0	0	1	1	1
		実績	0	0	0			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）網掛け箇所は平成 30 年度（2018 年度）に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

今期は、アンケート調査結果でも放課後等デイサービスの需要が高く、現在君津圏域では需要に対応できていますが、利便性向上の観点から新規事業者の参入の検討を行うなど、市内での受け入れ態勢の拡大に努めます。また、資格を有する人材を確保し、今期中に医療的ケア児に対するコーディネーターを配置します。

4. 地域生活支援事業の今期計画と展開方策

いきいきふっつ障がい者プランでは、計画期間における地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項を定め、本章3.と同様に必要な量の見込みも算出しています。

(1) 理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業

①事業の概要

障がいのある人が日常生活及び社会生活を営む上で直面する「社会的障壁」を除去し、地域共生社会の構築を目指すため、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発を活発化させ、地域住民への働きかけを強化します。

また、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援します。

サービス名	概要
理解促進研修・啓発事業	市民に対して、障がいがある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がいのある人、その家族及び地域住民等による地域における自発的な取組を支援します。

②前期計画期間の概況

理解促進研修・啓発事業については、富津市障害者総合支援協議会権利擁護部会が中心となり、広く市民にも開かれた勉強会「あったかふっつエンジョイトーク」等を開催しています。障がいのある人本人からの講演も行うなど、市民への啓発に加え、地域の支援者・関係者等の知識向上も図りつつ、交流・研究の機会としても役立っています。また、中学生に向けての障がいへの理解促進のため、福祉教育プログラムとしてDVDを作成しています。一方、自発的活動支援事業の実施はありませんでした。

③今期計画の課題

理解促進研修・啓発事業は、障がいへの理解を深めるための重要な取り組みであり、今後も引き続き注力していくことが必要です。他方、参加者が少ない等の課題もあるため、勉強会の開催を広く周知

する等も今後の課題です。また、学校教育の場における取り組みも一層進めていく必要があります。

自発的活動支援事業は、地域におけるニーズの掘り起こしのための本人の希望を発表できる場づくりなど、具体的な方法を検討することが今後の課題です。

④取り組みの方向性

理解促進研修・啓発事業は、今期計画の重点施策として位置付けている「あったかふっつエンジョイトーク」の取り組みと学校への福祉教育プログラムの提供（本章2.（5）理解促進研修・啓発事業の強化）を中心に展開していきます。その他にも、講演会の開催等を通じて啓発活動を展開していきます。

また、自発的活動支援事業についても、重点施策である「本人の視点を重視した支援の展開」（本章2.（3））を中心に取り組んでいきます。

（2）相談支援事業

①事業の概要

障がいのある人、障がいのある児童の保護者又は障がいのある人の支援者などからの相談に応じ、必要な情報を提供することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人（児童）が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援を行います。

サービス名	概要
障害者相談支援事業	障がいのある人の福祉に関する様々な問題に対して、その相談に応じ必要な情報の提供、助言及びその他の障害福祉サービスの利用支援等必要な支援を行うとともに、虐待の防止及びその早期発見のため関係機関との連絡調整を行います。
基幹相談支援センター（機能強化事業含む）	地域の相談支援の拠点として、障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担います。また、相談支援機能を強化するため、一般的な相談支援機能に加え、専門職員を配置し、困難ケース等の対応を行います。
住宅入居等支援事業	賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸アパート・マンション・一戸建住宅）への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある人に対して、入居に必要な調整等に係る支援を行うとともに、家主等への相談や助言を通して障がいのある人の地域での生活を支援します。

サービス名	概要
富津市障害者総合支援協議会	地域における障がいのある人等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行います。

②前期計画期間の概況

保健・医療・福祉・教育・就労、そして生活など多岐にわたる障がい福祉に関する相談に的確に対応できるよう、市障がい福祉担当課や相談支援事業所がワンストップで各種相談に応対しています。精神保健福祉士や社会福祉士といった専門職を配置し、また、関係機関とも連携しながら、関係者への働きかけや調整を行い、最適なサービスへと繋げていくなど、課題の解決に当たっています。また、公民館等においても月１回のペースで障がい福祉なんでも相談室を開設し、障がい福祉に係る相談を広く受け付けています。

③今期計画の課題

今後も相談員の人材確保や資質向上を図り、ますます多様化、かつ複合化する相談に対して的確な助言を行い、解決に導いていけるようにすることが課題です。なお、相談支援事業所が前期計画期間中に受け付けた相談内容は、「住まいの場について」、「生活費について」、「日中の活動について」、「仕事について」が中心となっています。今後、これらの相談内容を踏まえながら相談支援体制の整備を進めていくことも求められます。

④取り組みの方向性

令和3年度（2021年度）に本市の実情に合わせて基幹相談支援センターを一般相談支援事業と一体のものとして設置します。関係機関とのネットワーク構築・連携強化を図りつつ、成果目標（本章1.（6）相談支援体制の充実・強化等）の達成を目指して取り組みを進めていきます。住宅入居者等支援事業についても基幹相談支援センターでの実施の検討を行います。

（3）成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業

①事業の概要

知的障がいや精神障がいのある人の権利擁護を図るため、成年後見制度の利用を必要とする人への制度利用に関する支援を行います。また、成年後見制度における後見等の業務を適正に行うこと

ができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

サービス名	概要
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用が有用と認められる知的障がいや精神障がいのある人に対して、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料・鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成することを通して成年後見制度の利用を支援します。
成年後見制度法人後見支援事業	法人後見実施のための研修、法人後見の活動を安定的に実施するための組織体制の構築、法人後見の適正な活動のための支援及びその他法人後見を行う事業所の立ち上げ支援など、法人後見の活動の推進に関する事業を行います。

②前期計画期間の概況

成年後見制度利用支援事業については、平成 30 年度（2018 年度）、令和元年度（2019 年度）にそれぞれ 1 件ずつの市長申し立てを行いました。また、後見人に対する報酬の支払いに係る費用負担が困難な人への助成については、令和2年度（2020 年度）から実施しています。一方、成年後見制度法人後見支援事業については、富津市社会福祉協議会が「ふっつ後見支援センター」を設立し、法人後見事業を開始しています。既に 12 件の法人後見を受任しており、被後見人の権利擁護に努めています。そのほかにも、成年後見に関する相談支援や市民後見人の養成、成年後見制度の啓発事業等が実施されています。

③今期計画の課題

今後は成年後見制度の利用が有用な人が増加することが見込まれるため、成年後見制度利用支援事業の充実が必要です。また、成年後見制度法人後見支援事業についても、ふっつ後見支援センターの活動を支援していくことが求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
成年後見制度利用支援事業	利用人数（人/年）	計画値	1	1	1	1	2	2
		実績	1	1	1			

（注）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

成年後見制度利用支援事業は利用実績が少ないものの、潜在的なニーズは多いと考えられることから、いつでも対応が可能となるように情報の収集や市職員の知識の習得に努めます。また、成年後見制度法人後見支援事業については、ふっつ後見支援センターの活動を支援するための具体的方策の検討を富津市社会福祉協議会と連携して実施します。

（4）意思疎通支援事業、手話奉仕員養成研修事業

①事業の概要

聴覚、音声・言語機能その他の障がいのため、意思の疎通に支障がある人に対して、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がいのある人とその相手との意思疎通の円滑化を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣を行います。また、手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成し、意思の疎通に支障のある人が、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう支援します。

サービス名	概要
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	聴覚障がいのある人とその他の人の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話単語及び手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成・研修を行います。

②前期計画期間の概況

手話通訳者派遣事業は、新型コロナの影響により、令和 2 年度（2020 年度）の利用が減少していますが、それでも派遣人数は計画を上回っています。一方、要約筆記者派遣事業は、令和元年度

（2019 年度）に本市での初めての利用がありました。

③今期計画の課題

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように態勢整備を続けることが重要です。また、手話奉仕員養成研修事業では、近年受講者が減少してきているので、受講者を増やすための制度の周知や啓発活動等の対策が求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
手話通訳者派遣事業	派遣件数（件/年）	計画値	11	10	9	11	11	11
		実績	13	9	6			
	派遣人数（人/年）	計画値	7	7	7	15	15	15
		実績	17	12	8			
要約筆記者派遣事業	派遣件数（件/年）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	0	1	0			
	派遣人数（人/年）	計画値	1	1	1	1	1	1
		実績	0	3	0			
手話奉仕員 ※養成研修事業	受講人数（人/年）	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	1			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）※第 5 期の計画値を講座の開催回数から、受講人数に変更。

⑤取り組みの方向性

手話通訳者派遣事業、要約筆記者派遣事業は、いつでも対応可能なように態勢整備を継続していきます。一方、手話奉仕員養成研修事業は、受講者を増やすため聴覚障がい者団体やボランティア団体と連携して制度の周知や啓発活動等の強化に努めます。

(5) 日常生活用具給付等事業

①事業の概要

障がいのある人に対して、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活における利便の向上を図ります。

サービス名		概要
日常生活用具給付事業		日常生活上の利便向上を図るため、障がいのある人に対して、介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排せつ管理支援用具、居住生活動作補助用具(住宅改修費)を給付します。
	介護・訓練支援用具	特殊寝台・特殊マット・体位変換器等
	自立生活支援用具	入浴補助用具・聴覚障害者用屋内信号装置等
	在宅療養等支援用具	電気式たん吸引器・音声式体温計等
	情報・意思疎通支援用具	点字器・人口喉頭等
	排せつ管理支援用具	ストマ用装具・紙おむつ等
	居住生活動作補助用具(住宅改修費)	スロープ・手すり等、設置に小規模な住宅改修を伴う用具

②前期計画期間の概況

用具ごとに多少の差異はありますが、全体的に概ね計画通りに推移しているといえます。なお、排せつ管理支援用具は、給付規模としても大きいことから適正な給付を行うためにも計画値を適宜見直していくことが必要です。

③今期計画の課題

日常生活用具給付等事業については、申請内容を厳格・公正に審査し、速やかに給付が行われるようにすることが重要です。また、介護保険制度との併給に関しては、制度の周知に努めて、適正な給付が行われるよう整理することが求められます。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
介護・訓練支援用具	利用件数（件/年）	計画値	2	2	2	2	2	2
		実績	2	2	2			
自立生活支援用具	利用件数（件/年）	計画値	9	4	4	5	5	5
		実績	6	2	6			
在宅療養等支援用具	利用件数（件/年）	計画値	1	4	4	10	10	10
		実績	6	10	10			
情報・意思疎通支援用具	利用件数（件/年）	計画値	3	3	3	4	4	4
		実績	6	2	5			
排せつ管理支援用具	利用件数（人/年）	計画値	117	119	121	107	106	105
		実績	111	118	108			
居住生活動作補助用具	利用件数（件/年）	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績	3	1	1			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）網掛け箇所は平成 30 年度（2018 年度）に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

引き続き、制度の周知を図り、障がいのある人の日常生活における利便の向上に努めます。

（6）移動支援事業

①事業の概要

屋外での移動が困難な障がいのある人に対して外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促進します。

サービス名	概要
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人に対して、余暇活動や買い物などの外出支援を行い、地域における自立生活及び社会参加を促します。

②前期計画期間の概況

移動支援事業については、令和元年度（2019 年度）は台風等の自然災害、令和 2 年度（2020 年度）は新型コロナの影響等により、減少傾向で推移しています。

③今期計画の課題

移動支援事業については、今後も堅調な利用が見込まれます。しかし、市内にはサービス事業者が少ないことから、今後は利用者の状況やニーズに応じた柔軟な形態で対応すべく、新たな担い手の確保が必要です。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
移動支援事業	利用時間（時間/月）	計画値	444	438	432	483	483	483
		実績	483	434	307			
	利用人数（人/月）	計画値	40	40	40	50	50	50
		実績	50	34	23			

（注）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

事業の担い手の確保に向けて、既存事業者への事業拡大の働きかけと併せて、本章2.（1）と同様に検討を進めます。

（7）地域活動支援センター機能強化事業

①事業の概要

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化するため、下表の事業を行います。

サービス名	概要
地域活動支援センターⅠ型	専門員（精神保健福祉士等）を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整や地域ボランティアの育成等を行います。
地域活動支援センターⅡ型	雇用・就労が困難な在宅の障がいのある人に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを行います。
地域活動支援センターⅢ型	地域の障がいのある人の援護対策として、地域の障がい者団体等が実施する通所による援護事業等を行います。

②前期計画期間の概況

全体的に計画を下回って推移しています。特にⅢ型は、見込みと実績の差が大きくなっています。

③今期計画の課題

Ⅰ型は、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につながる取り組みとなりますので、今後も積極的に利用を促すことが必要です。Ⅱ型及びⅢ型は、生活介護や自立訓練等、同種のサービスが展開されていることから、利用者の希望に沿ったサービスの選択を適切に行うことが必要です。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
地域活動支援センターⅠ型	利用人数（人/月）	計画値	5	10	10	7	9	9
		実績	11	9	7			
地域活動支援センターⅡ型	利用人数（人/月）	計画値	13	13	13	5	5	5
		実績	11	9	5			
地域活動支援センターⅢ型	利用人数（人/月）	計画値	14	17	20	7	7	7
		実績	8	6	7			

（注1）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。
（注2）網掛け箇所は平成 30 年度（2018 年度）に計画値の見直しが行われたもの。

⑤取り組みの方向性

利用者の意向や特性等を踏まえながら最適なサービスが提供されるよう、成果目標（本章 1.（6）相談支援体制の充実・強化等）の取り組みを進め、可能な限り利用者の希望や実情に沿ったサービ

スの選択につなげていきます。

(8) 任意事業

①事業の概要

本市では地域の実情や利用者ニーズに対応するため、次の任意事業を実施又は検討します。

サービス名	概要
生活ホーム事業	心身に障がいのある人で、自立した生活を望みながらも、様々な事情により困難な人に暮らしの場を提供する事業です。地域社会の中にある住宅で、数人が共同で生活し、世話人が日常的な生活援助を行います。
知的障害者職親委託制度事業	知的障がいのある人を、一定期間事業経営者等の私人（職親）に預け、生活指導及び技能習得訓練を行います。
日中一時支援事業	家族が緊急な理由等により、障がいのある人を介護することができない時に日中における活動の場を確保し、一時的な見守り等の支援を行います。
社会参加促進事業	障害者自動車改造費助成、障害者運転免許取得費助成等、障がいのある人の社会参加を促進します。
巡回支援専門員整備事業 （療育等支援事業）	発達障がいのある児童の早期発見・早期療育を行うため、市役所（週2日）や市内保育所（園）・幼稚園・学校等で臨床心理士、言語聴覚士又は療育アドバイザーによることばの訓練、心理診断等の療育相談、指導者への支援方法についてアドバイスを行い、その児童の発達を支援します。
訪問入浴サービス事業	身体障がいのある人の身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図るため、訪問により居宅において入浴サービスを提供することを通じ、在宅での生活を支援します。
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	重度の障がいのある人等に対する就労支援として、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤支援や職場等における支援を行います。

②前期計画期間の概況

任意事業の利用実績は、全体的に計画を下回って推移していますが、底堅い利用ニーズがあることがうかがえます。

③今期計画の課題

今後もサービスの必要性等を踏まえながら計画を立案していくことが求められます。

なお、生活ホーム事業は、共同生活援助、又は施設入所支援を受け皿に発展的に解消する方向です。また、知的障害者職親委託制度事業は、委託終了後に本人の就業状況と定着状況、生活状況をアウトカムとして評価を行い、事業の効果を高めることが重要です。

一方、巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）の来所人数が増加傾向となっており、ニーズに対応するため、事業拡大を図る必要があります。さらに、訪問入浴サービスや雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業については、利用ニーズを把握し、整備を進めることが必要です。

④実績と今期計画

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
生活ホーム事業	利用人数（人/月）	計画値	1	1	1	0	0	0
		実績	1	1	0			
知的障害者職親委託制度事業	利用件数（件/年）	計画値	3	3	3	2	2	2
		実績	2	2	2			
日中一時支援事業	利用時間（時間/月）	計画値	279	307	337	270	293	315
		実績	239	236	175			
	利用人数（人/月）	計画値	36	37	38	38	38	38
		実績	39	36	24			
障害者自動車改造費助成	利用件数（件/年）	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績	1	1	1			
障害者運転免許取得費助成	利用件数（件/年）	計画値	2	2	2	1	1	1
		実績	0	1	1			
巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）	来所人数（人/年）	計画値	79	78	77	80	80	80
		実績	63	67	74			
	巡回訪問回数（回数/年）	計画値	24	27	30	19	19	19
		実績	19	19	18			

サービス名 ＼ 年度			第5期			第6期		
			平成 30 (2018)	令和元 (2019)	令和2 (2020)	令和3 (2021)	令和4 (2022)	令和5 (2023)
訪問入浴サービス事業	利用人数（人/月）	計画値	—	—	—	12	24	24
		実績	—	—	—			
雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業	利用人数（人/月）	計画値	—	—	—	0	0	1
		実績	—	—	—			

（注）令和2年度（2020 年度）の実績は見込み値。

⑤取り組みの方向性

利用者のニーズを踏まえ、柔軟に対応していきます。特に、日中一時支援事業は家族の一時的な休息を図るサービスであり、第2章2.（10）の支援者への支援のための重要なサービスであることから、周知を図るとともにサービス事業者と協議し内容の充実に努めていきます。また、巡回支援専門員整備事業（療育等支援事業）は、事業委託先の千葉県社会福祉事業団が令和 3 年度（2021 年度）末に解散となることから、新たな委託先の選定を優先して行い、その後に事業拡大についての協議を進めます。一方、訪問入浴サービス事業は、事業開始に向け市内の介護保険サービス事業者に対し事業の拡大を働きかけていきます。

第5章　計画の推進体制と進行管理

いきいきふっつ障がい者プランは、その施策や事業を着実に遂行し、かつ、より高い成果を創出するために、以下に示す体制と方法により推進します。

1. 富津市障害者総合支援協議会と連携した計画推進

いきいきふっつ障がい者プランは、本市とともに「富津市障害者総合支援協議会」が中心となり、その的確な進行管理に努めます。富津市障害者総合支援協議会は、障がいのある人、障害福祉サービス事業者、医師、民生委員、教育機関、行政機関等のさまざまな関係者により構成されています。いきいきふっつ障がい者プランの策定及び進行管理のほか、本市における障害福祉サービス・障害児福祉サービス提供基盤整備のあり方について、福祉、保健・医療、教育、就労等、関連分野を横断しての協議・調整や、サービス提供事業者単位では対応困難なケースを総合的に対応する調整の場、あるいは市民への理解促進・啓発主体の一つとして機能するなど、地域において障がいのある人が、その人の生き方が尊重され、生きがいを持ちつつ充実した日々の暮らしを送ることができるよう、取り組みを行っています。

【富津市障害者総合支援協議会の基本機能】

機能	概要
情報機能	困難事例や地域の現状・課題等の情報共有と発信
調整機能	地域の関係機関等によるネットワークの構築 困難事例への対応のあり方に関する協議・調整
開発機能	地域の社会資源の開発・改善
育成機能	構成員の資質向上の場としての活用
権利擁護機能	権利擁護に関する取り組みの展開
広報機能	協議会の取り組みの市民への広報、障がいに対する市民への理解促進・啓発事業の展開
評価機能	公平な視点からの検討
計画策定機能	障害福祉計画・障害児福祉計画の策定及び進行管理

【富津市障害者総合支援協議会基本構成図】

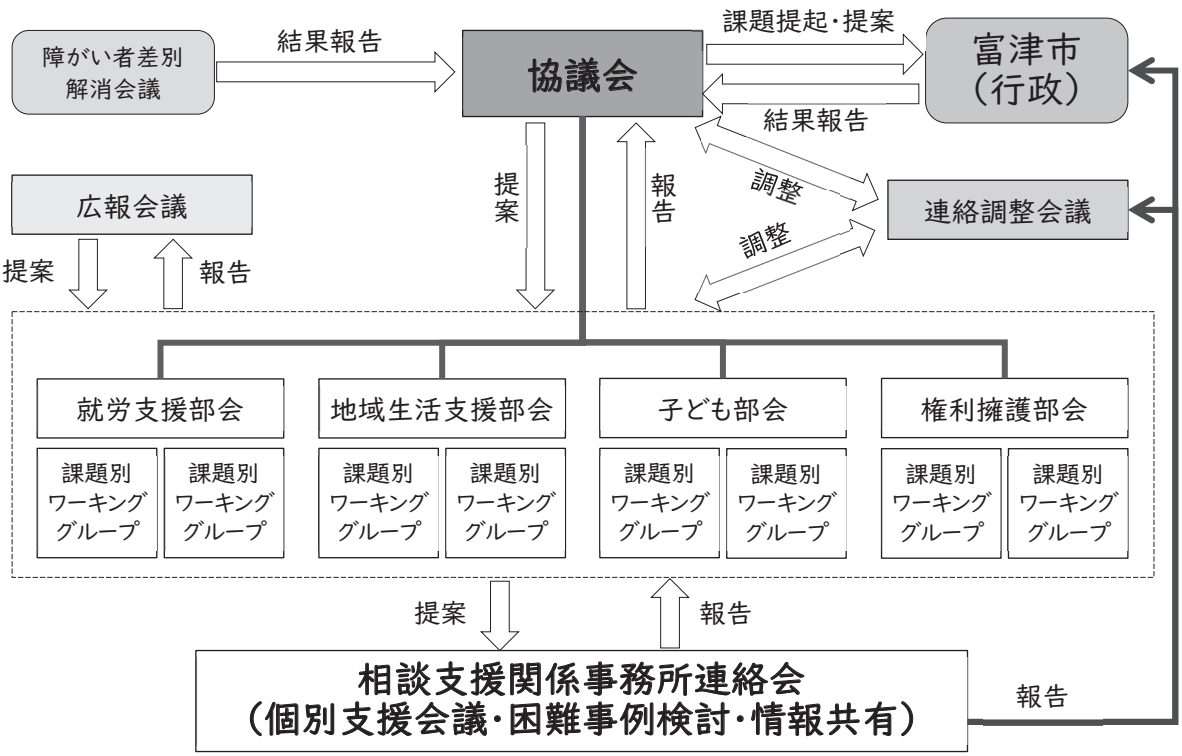

2. 庁内関係部署の連携強化

いきいきふっつ障がい者プランは、福祉、保健、医療、教育、就労、生活環境、まちづくり、道路交通、防災など広範囲にわたるため、庁内関係部署による連携体制を確立し、総合的、かつ効果的に事業を円滑に実施するための調整に努めます。

3. 国や県、君津地域4市との連携

計画の推進にあたっては、今後、制度が改正されることなども想定されるため、国や県から情報を収集しながら、状況の変化に応じて施策を柔軟に展開していきます。

また、専門的な知識を要するケースや広域的に対応することが望ましい取り組みなどについては、県や君津地域4市（木更津市、君津市、袖ケ浦市、富津市）で適宜、情報交換や協議を行い、4市での共同実施等、適切な連携体制を構築して対応を図ります。

4. 計画の達成状況の点検及び評価

いきいきふっつ障がい者プランは、掲げた施策及び事業を計画的かつ効果的に実行するためにPDCAサイクル（事業計画（Plan）⇒事業の実施（Do）⇒点検・評価（Check）⇒見直し・改善（Action））に基づき、取り組みを進めます。障害福祉サービス・障害児福祉サービスの利用状況のほか、福祉施設から一般就労への移行等の成果目標、居宅系サービスの整備等の重点施策について、富津市障害者総合支援協議会と連携して定期的に点検・評価を行い、その結果を広く市民に公表します。

そして、評価結果等を踏まえ、計画期間中においても社会経済環境が大きく変化するなど、必要と認められるときには、計画の見直しを行います。

【ＰＤＣＡサイクルによる計画の推進】

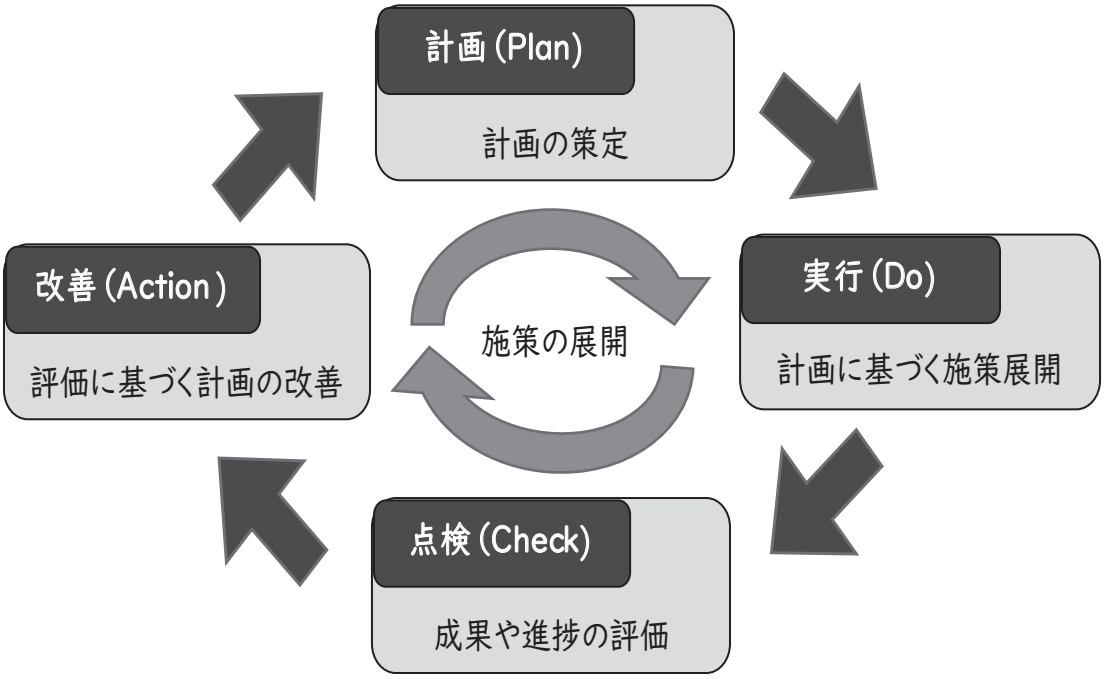

資料編

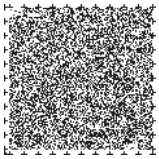

1. 富津市障害者総合支援協議会設置要綱

平成 21 年3月 31 日告示第 52 号

改正

平成 25 年3月 29 日告示第 48 号

平成 26 年3月 14 日告示第 17 号

平成 26 年6月 23 日告示第 82 号

平成 28 年3月 16 日告示第 25 号

平成 31 年3月 26 日告示第 32 号

富津市障害者総合支援協議会設置要綱

（目的）

第1条　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 89 条の3第1項の規定に基づき、地域における障害福祉サービスを円滑に実施するため、富津市障害者総合支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　協議会は、次に掲げる事務を所掌する。

(1) 障害福祉計画の策定及び進行管理に関すること。

(2) 障害福祉サービスの円滑な実施に関すること。

(3) 地域における相談支援体制の整備に関すること。

(4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、障害福祉サービスを円滑に実施するため必要と認められること。

（組織）

第3条　協議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

2　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 医師

(2) 障害福祉サービス利用者

(3) 障害福祉サービス事業者

(4) 民生委員

(5) 教育機関関係者

(6) 行政機関関係者

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 前項の規定により委員に委嘱された者が、当該職でなくなったときは、委員を辞したものとみなす。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（意見の聴取等）

第7条 協議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（部会）

第8条 協議会に、第2条に規定する事務のうち専門的な調査、研究又は検討を行うため、部会を置くことができる。

（庶務）

第9条 協議会の庶務は、健康福祉部福祉の窓口課において処理する。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

（いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱の廃止）

2 いきいきふっつ障害福祉プラン策定懇談会設置要綱（平成20年富津市告示第99号）は、廃止

する。

附　則（平成 25 年3月 29 日告示第 48 号）

この告示は、平成 25 年4月1日から施行する。（後略）

附　則（平成 26 年3月 14 日告示第 17 号）

この告示は、平成 26 年4月1日から施行する。

附　則（平成 26 年6月 23 日告示第 82 号）

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（平成 28 年3月 16 日告示第 25 号）

この告示は、平成 28 年4月1日から施行する。

附　則（平成 31 年3月 26 日告示第 32 号）

この告示は、平成 31 年4月1日から施行する。

2. 富津市障害者総合支援協議会委員名簿

（令和3年（2021 年）3 月現在）

	氏名	所属機関	役職	備考
1	三枝 奈芳紀	医療法人社団三友会 三枝病院	院長	
2	吉野 晃平	社会医療法人社団さつき会 袖ケ浦さつき台病院	精神科医	
3	三辻 康一	富津市ろうあ協会	会長	
4	渡邉 明美	富津市手をつなぐ育成会	会長	
5	長谷川 初子	富津市あゆみの会	会長	
6	島津 太	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 中核地域生活支援センター 君津ふくしネット	センター長	
7	及川 和範	社会医療法人社団さつき会 ケアセンターさつき	センター長	
8	渡邉 浩	社会福祉法人あすなろ会 どんぐりの郷	施設長	協議会会長
9	三沢 彰人	社会福祉法人アルムの森 クララの家	管理者	
10	森 和浩	社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会 望みの門新生舎	施設長	
11	多田 浩司	社会福祉法人薄光会 豊岡光生園	施設長	
12	小池 光徳	合資会社もてぎ 地域作業所 和楽	施設長	協議会副会長
13	井戸 義信	富津市民生委員児童委員協議会	会長	
14	渡辺 あけみ	千葉県立君津特別支援学校	校長	
15	倉上 佳代	木更津公共職業安定所	統括職業指導官	
16	大出 敏文	千葉県君津健康福祉センター	地域福祉課長	
17	小熊 良	千葉県君津児童相談所	所長	
18	仲村 正信	富津警察署	署長	
19	神子 勇	社会福祉法人富津市社会福祉協議会	会長	
20	小泉 等	児童発達支援センター きみつ愛児園	所長	

3. いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会設置要綱

（設置）

第1条　富津市障害者基本計画及びサービス基盤の計画的な整備を図るための実施計画である富津市障害者福祉計画を総合的かつ効果的に策定するため、いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条　検討委員会は、富津市障害者基本計画及び富津市障害福祉計画に係る調査及び検討を行い、市長に報告する。

（組織）

第3条　検討委員会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（役員）

第4条　検討委員会の委員長は、健康福祉部長、副委員長は、健康福祉部福祉の窓口課長の職にある者をもって充てる。

（役員の職務）

第5条　委員長は、検討委員会を代表し会務を総理する。

2　副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

（会議）

第6条　検討委員会は、委員長が招集し、委員長がその会議の議長となる。

2　検討委員会は、委員定数の過半数以上の出席がなければ開催できない。

3　委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（事務局）

第7条　検討委員会の事務局は、健康福祉部福祉の窓口課に置く。

附　則

この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

この要綱は、平成26年5月12日から施行する。

この要綱は、平成29年6月21日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

4. いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会委員名簿

（令和3年（2021 年）３月現在）

		役職	氏名
1	委員長	健康福祉部長	坂本　秀則
2	副委員長	健康福祉部福祉の窓口課長	木村　美文
3	委員	総務部総務課長	牧野　常夫
4	委員	総務部防災安全課長	小野田　隆博
5	委員	総務部企画課長	阿部　淳一郎
6	委員	市民部市民課長	平野　巳貴
7	委員	健康福祉部社会福祉課長	中山　貴弘
8	委員	健康福祉部子育て支援課長	中山　淳子
9	委員	健康福祉部介護福祉課長	池田　剛和
10	委員	健康福祉部健康づくり課長	藤嵜　勉
11	委員	建設経済部都市政策課長	義崎　哲也
12	委員	建設経済部建設課長	藤川　幸男
13	委員	建設経済部商工観光課長	嶋田　清一
14	委員	教育部教育センター所長	大畑　光
15	委員	教育部生涯学習課長	樋口　峰昭

事務局

	役職	氏名
1	健康福祉部福祉の窓口課福祉の窓口係長	福原 規之
2	健康福祉部福祉の窓口課 福祉の窓口係主査	渡辺 志乃

5. 計画策定の経過

日付	実施内容
令和２年（2020 年）5月 19 日	第1回いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会 （書面開催） ・いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会の委員の委嘱について
令和２年（2020 年）6月 2 日	庁議 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定について
令和２年（2020 年）6月 2 日	「いきいきふっつ障がい者プラン第６期障害福祉計画（第２期障害児福祉計画）策定業務」委託先決定 （委託先： 株式会社ナレッジ・マネジメント・ケア研究所）
令和２年（2020 年）6月5日	「いきいきふっつ障がい者プラン第６期障害福祉計画（第２期障害児福祉計画）策定業務」契約締結
令和２年（2020 年）6月 10 日	第1回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定方針及び策定スケジュールの報告等について
令和２年（2020 年）6月 24 日	教育福祉常任委員会協議会 ・策定方針、スケジュールの報告
令和２年（2020 年）6月30 日	第2回富津市障害者総合支援協議会 第2回いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会 （何れも書面開催） ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定に伴うアンケート調査内容について
令和2年（2020 年）8月6日 ～8月 23 日	いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定に係るアンケート調査実施
令和2年（2020 年）10 月8日 ～10 月 26 日	いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）の策定に係るヒアリング調査実施
令和２年（2020 年）11 月 24 日	第3回いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）策定に伴うアンケート調査結果報告書（案）について ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（素案）について

日付	実施内容
令和２年（2020 年）11 月 25 日	第3回富津市障害者総合支援協議会 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）策定に伴うアンケート調査結果報告書（案）について ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（素案）について
令和２年（2020 年）12 月 10 日	教育福祉常任委員会協議会 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）策定に伴うアンケート調査結果報告書（案）について ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（素案）について ・アンケート結果、計画素案の説明
令和3年（2021 年）1月４日	庁議 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（案）のパブリックコメントの実施について
令和3年（2021 年）1月５日 ～1月 31 日	パブリックコメント実施 ・寄せられた意見０件
令和3年（2021 年）2月 12 日	庁議 ・パブリックコメント結果の報告
令和3年（2021 年）2月 18 日	第4回いきいきふっつ障がい者プラン検討委員会 第4回富津市障害者総合支援協議会（書面開催） （何れも書面開催） ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）（最終案）について
令和3年（2021 年）2 月 24 日	庁議 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）策定の報告について
令和3年（2021 年）3月 10 日	教育福祉常任委員会協議会 ・いきいきふっつ障がい者プラン第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）について

6. 用語解説

<ア行>

〇アウトカム

取り組みの成果、あるいは効果のこと。政策評価の分野では、ある施策に取り組むことにより、どのような結果が生み出されたか（アウトプット）だけではなく、更にその結果が社会にどのような影響・効果を及ぼしたのか（アウトカム）を評価することが重要との考え方に基づき、アウトカムが注目されるようになった。

〇アウトリーチ

直接の意味は、手を伸ばすこと。福祉分野では、支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に対象者の居る場所に出向いて働きかけ、支援に繋げる取り組み。

〇アスペルガー症候群

広汎性発達障害の一つで、知的障がいはないが、対人関係を築くことやコミュニケーションを図ること、創造力や創造性に困難が生じるなどの症状のある障がい。

<カ行>

〇基幹相談支援センター

障がいのある人の総合的かつ専門的な相談支援、権利擁護、虐待防止、地域移行及び地域定着の役割を担う、地域の相談支援の拠点。

〇言語聴覚士

上手く話せない、音や声が聞こえない、食べるとむせてしまう等の問題を抱えている人を対象に、訓練を通して自分らしい生活が送れるよう支援する専門職。

〇広汎性発達障がい

人とのコミュニケーションや人間関係をつくること等の特徴がある発達障がい。自閉症やアスペルガー症候群等の発達障がいの総称。

<サ行>

○児童発達支援事業所

障がいのある児童を保護者のもとから通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を提供することを目的とした施設。

○自閉症

中枢神経系の機能異常による発達障がいの一種で、他人との関わりや、コミュニケーションの障がい、特定の行動や対象への強いこだわりなどの特徴がある。

○社会的障壁

障がいのある人にとって、日常生活や社会生活を送る上で障壁となるようなもの（利用しにくい施設や設備、制度等）。

○重症心身障害

重度の知的障がいと重度の肢体不自由を重複している障がい。

○障害者基本計画

障がいのある人の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るため、国が講ずべき障害者施策の基本的方針について内閣府で定めるもの。

○障害者基本法

障がいのある人の自立と社会、経済、文化などあらゆる活動への参加の促進を目的として、日本の社会福祉における障がいのある人の定義や、障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための事業・サービスの基礎的共通項目を定めた法律。この法律で精神障がいのある人も障がいのある人に位置付けられた。

<タ行>

○第6次産業化

農林漁業者が、農林畜産物・水産物の生産（第1次産業）だけでなく、食品加工（第2次産業）や流通・販売（第3次産業）にも取り組み、それによって生産物の価値を高め、農林水産業の活性化を図ること。

○地域共生社会

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、

住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。少子超高齢社会を見据え、どのような社会を構築していくのかを政府が示したビジョン。

〇地域包括ケアシステム

制度の持続可能性を維持しながら、誰もが可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことを可能としていくため、限りある社会資源を効率的かつ効果的に活用しながら、医療、介護、予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制。介護・高齢者福祉分野での取り組みにおいて提唱されたものが、福祉の各分野に取り入れられている。

〇チャレンジドオフィス

就労に課題があり、すぐには民間企業等での就職が難しい人を対象に、訓練ではなく職場での実践という環境で、行政機関が一定期間雇用し、日々の業務を通じて就労スキルの向上や勤怠の安定を図ることにより、一般企業等への就労を円滑に行えるようにする取り組み。

〇特別支援学校

従来の特殊教育の対象とされる障がいだけではなく、学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、高機能自閉症を含めて障がいのある児童生徒の自立や社会参加に向けて、その一人ひとりの教育的ニーズを把握して、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う。

<ナ行>

〇内部障がい

心臓、じん臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸などの機能障がいや、ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいにより、日常生活が著しく制限を受けるもの。

〇農福連携事業

障がいのある人等が農業分野で働くことを通じ、自信や生きがいを持って社会参画を実現していく取り組み。 農福連携に取り組むことで、障がいのある人等の就労先や生きがいづくりの場を生み出すだけでなく、担い手不足や高齢化が進む農業分野における新たな働き手確保の方策としてもその成果が期待されている。

〇ノーマライゼーション

障がいのある人を特別視せず、普通の人と同じように受入れ、ともに同じ社会の一員として生活を営んでいけるようにしようという考え方。

<ハ行>

〇発達障がい

乳児期から幼児期にかけてさまざまな原因が影響し、発達の遅れや機能獲得の困難等が生じる心身の障がい。代表的なものとしては広汎性発達障がい（自閉症・アスペルガー症候群など）、注意欠陥多動性障がい（AD／HD）、学習障がい（LD）等がある。

〇バリアフリー

公共の建築物や道路、個人の住宅等において、段差の解消や手すりの設置等、高齢者や障がいのある人の利用に配慮した設計。また、障がいのある人に対する差別意識等の内面的な障壁を取り除くこともバリアフリーと捉えられている。

〇ピアサポート

同じような立場の人によるサポートの意。障がい福祉分野では、障がいのある人自身が、自らの体験に基づいて、同じ障がいのある人を支え合う取り組みを指す。

〇福祉型障害児入所施設

障がいのある児童に入所を通じて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識や技能の付与を行う施設で、児童福祉法に基づく福祉サービス「障害児入所支援」の一つ。

〇富津市人口ビジョン 2040

本市人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する基本認識を市民と共有し、目指すべき将来の方向を示したもの。

〇富津市まち・ひと・しごと創生総合戦略

人口の現状分析や人口の将来展望を示す「富津市人口ビジョン 2040」を踏まえ、まち・ひと・しごと創生法第 10 条第1項により、市民が幸せを感じられるまちを実現するため、市におけるまち・ひと・しごと創生に関する目標、基本的な施策の方向及び施策を総合的かつ計画的に実施するために必要な事項を定めるもの。

〇ペアレントトレーニング・ペアレントプログラム

発達障がい等をもつ子どもの子育てに取り組む親が、子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのトレーニング・プログラム。

〇ペアレントメンター

自らが発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親のこと。同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、地域資源についての情報を提供した

り、体験談を話したりするといった共感的な支援を行っている。

〇ボランティア

自発的な意志に基づいて人や社会に貢献する人又は活動のことで、自発性、無償性、社会性、創造性などを原則としている。

<マ行>

〇民生委員・児童委員

民生委員は、民生委員法に基づいて市町村の区域に配置されている民間の行政協力機関。報酬を目的としない名誉職で、市町村議会の議員の選挙権を有する者の中から適任と認められるものが、都道府県知事の推薦により厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法による児童委員も兼ねている。

<ヤ行>

〇ユニバーサルデザイン

「すべての人のためのデザイン」を意味し、年齢や障がいの有無等にかかわらず、多くの人が利用できるようデザインすること。

〇要約筆記

聴覚障がいのある人に対して、人が話している内容をその場で要約し、ノート、スクリーン、パソコン等で情報を伝える方法。

<ラ行>

〇療育

障がいのある児童に対する医療や教育等、発達を促すための一連の取組み。

〇療育手帳

各種支援を受けやすくするために、こども家庭相談センター又は知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。

・最重度：Ⓐの１、Ⓐの２、Ⓐ

・重度：Ａの１、Ａの２

・中度：Ｂの１

・軽度：Ｂの２

〇臨床心理士

臨床心理学など心理学の知識や諸技法を生かして、専門的に援助する人。

〇レスパイト

「小休止」、「息抜き」、「休息」を意味する言葉。福祉分野では、在宅介護生活を維持するため、支援者が被支援者を一時的にショートステイ等に預けることにより、介護を休み、支援者がリフレッシュすることの意で使われる。

〇老障介護

高齢の親が障がいのある子どもの介護を行うこと。高齢化する親にとっては子どもの介護が大きな負担となりつつあることの警鐘を鳴らす意で使われ始めた。

いきいきふっつ障がい者プラン

第6期障害福祉計画（第2期障害児福祉計画）

【令和3年度(2021 年度)～令和5年度(2023 年度)】

令和3年（2021 年）3月

発 行　千葉県富津市

健康福祉部福祉の窓口課

〒293−8506　千葉県富津市下飯野 2443 番地

TEL　(0439) 80−1260

FAX　(0439) 80−1355

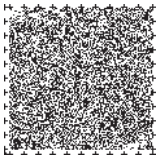

富津市おもてなしキャラクター
ふっつん

富津市障害者総合支援協議会キャラクター
のりちゃん